

[史料]

ドイツ中世農村史料『ヴァイステューマー』の邦訳

1363年の「ローエン荘園法」(ヴェストファーレン地方)

山本 健*

Translation of German Medieval Manorial Custumal
—*Recht des Hoffs zu Loen*, 1363—

Takeshi YAMAMOTO

This paper translates a medieval manorial custumal (*Weistümer*) into Japanese in order to examine the village communities of medieval Germany. The *Weistümer*, *Recht des Hoffs zu Loen*, comes from northwestern Germany and was written in medieval Low German in the year 1363. A notable feature of this *Weistümer* is its two-sided question-and-answer consultation between villagers, especially Loen village leaders, and the Münster lord's steward. With this translation, research on local customs and the rights of peasants involving wealthier, more permanent representatives of local communities is simplified.

*やまもと・たけし: 敬愛大学国際学部助教授 ドイツ中世史

Associate Professor of German Medieval History, Faculty of International Studies, Keiai University.

史料の紹介

ドイツ中・近世農村社会構造を分析する際の一つの有効な史料に、ヴァイステューマー〔判告集〕(Weistümer)がある⁽¹⁾。筆者は11—13世紀に形成されたドイツ中世都市の「労働力の存在形態」の研究⁽²⁾から始めて、現在、中世都市の「労働力の受け入れ」問題⁽³⁾の分析に関心を寄せている。しかし、この「受け入れ」問題は農村側から都市への「労働力の送り出し」問題⁽⁴⁾と深く係わっており、この点が、すなわち、都市へ「ヒト」を送り出す農村側の論理ないしその構造の分析が課題として残されていた⁽⁵⁾。そしてこの課題を解くための準備作業として、農村社会の構造分析に有効なヴァイステューマーの邦訳に至った。

本稿で邦訳・紹介しようとするヴァイステューマーは、グリム編『ヴァイステューマー』の第3巻に記載されている、1363年の「ローエン荘園法」⁽⁶⁾(dat recht des houes tho Loen)である。ローエン地域はミュンスター地方(ドイツ：ノルトライン＝ヴェストファーレン州)のコースフェルト(Coesfeld)市の北西部に位置する今日のシュタットローン(Stadtlohn)市およびその郊外にあたる。そのため、同荘園法の規約はすべて中世低地ドイツ語(Niederdeutsch)で記録されている⁽⁷⁾。

ローエン荘園法の特徴を挙げてみると、まず規約の形式の点では、本文(条項)、後書き、年月日、署名捺印などがあり、かなり整った形態のヴァイステューマーである。また条項数は107条に及び、この時期のものとしては多い。ただし、同荘園法は31条までは「～すべし」の命令形式であり、ヴァイステューマーの特徴である「裁判官の諮問に対して、農民から成る参審員が答申する」という判告書の形態(weistumsform)をとるのは、32条からである。また1条と21条が「同荘園の役職者とその職務」というほぼ同じ内容の規定であることから、さらに1—20条までには、1条の荘園機構の規約から始まり、荘民の結婚(3、5、6条)、土地の相続・譲渡(4、7、9条)、奉公と奉公人(15、19条)、埋葬(20条)など荘民の生涯生

活の規約が、および荘園の手工業者（12、13条）など農業外労働者の、そして荘園離脱（16、17条）の規約が含まれており、これらの内容を考慮すると、1-20条の規約は一つの完結した「ローエン伯家」の荘園法であったと思われる。これに対して、21-107条の規約には、1-20条までの規約には存在しないミュンスター司教の代官（地方行政官／アムトマン：Amtmann）が度々現れている。この点から、ローエン荘園は1363年の時点で、すでにミュンスター司教の一つの地方行政区としてミュンスター司教領に組み込まれていたと考えられる。

この点を、ローエン（シュタットローン市）史誌⁽⁸⁾から補強してみよう。すでに12世紀中期（1152年）にローエンでは有力貴族ゴットシャルク・フォン・ローエン（Gottschalk von Lohn）の存在が確認されている。彼は形式的にミュンスター司教に服してはいたが、当地の城塞領主（バン領主）としてローエン伯家の支配領域を確保していた。1238年にはその領域はシュタットローン市から南西22.5kmに位置するブレデフォールト（Bredevoort、現在はオランダ領）にまで及んでいた。しかしローエン伯家は、ヘルマン（Herrmann von Lohn）の代になると、さらに彼がケルン大司教ヴィグボルト（Wigbold）の妹と結婚した時点から、ケルン大司教とマルク伯の対立の余波を受け、マルク伯と対立しはじめる。具体的には、ヘルマンは1277年にマルク伯エンゲルベルト（Engelbert）1世を捕縛・監禁したが、その後マルク伯の息子にローエン城を包囲・破壊され、和解はしたものの、従来の独立性と様々な諸特権を失った（1278年）。また、これまでヘルマンの支持者であったミュンスター司教オットー（Otto）からも見放され、1303年には再度ローエン城を攻撃され、最終的に1316年の彼の死をもってローエン伯家は断絶した。同家の所領は1316年にミュンスター司教に売却され、それ以降ミュンスター司教領に編入された。

このような編入過程で、ミュンスター司教側は旧ローエン伯領の農民を支配すべく、同伯領の農民の様々な法慣行の聞き取り調査から得た様々な判告を1363年のローエン荘園法に集大成した。このため、同荘園法は14世紀のヴァイステューマーとしてはきわめて内容豊富なものとなったと思う

れる。それ故に、同荘園法は14世紀のものであるにもかかわらず、伊藤栄氏⁽⁹⁾ の分類する15-16世紀の発展期のヴァイステューマー（領邦主権が漸次確立し、ランデスヘル〔Landesherr〕がオルツヘル〔Ortsherr〕を通して実質的に村落を支配する時期のヴァイステューマー）に近い内容⁽¹⁰⁾ を含んだものであり、きわめて興味深いものである。

また筆者は同ローエン荘園法の分析を基にした「ドイツ中世後期の農村社会構造とヴァイステューマー」なる論文を用意しているが、とりあえず、本稿は私なりに邦訳したヴァイステューマーを開陳することで⁽¹¹⁾、若い研究者たちにヴァイステューマーへの関心を持ってもらうことをも目的にしている。また、邦訳の後に「ローエン荘園法（1363年）の原語索引」を付け、後学の便に供したのも同じ目的である。

(注)

- (1) 伊藤栄『ドイツ村落共同体の研究』、弘文堂書房、1971年、椋川一郎『西欧封建社会の比較的研究（増補改訂版）』、青木書店、1984年、同『ドイツの都市と農村』、吉川弘文館、1989年、また Karl F. Helleiner, *Landliches Mindervolk in niederösterreichischen Weistümmern*, in: *ZAA*, Jahrgang 25, 1977, S.12-34.
- (2) 山本健「中世都市ゲジンデの諸相——南ドイツ中世法書（1328年）にみる雇用関係と労働力編成」、川口博編『伝統と近代』、彩流社、1988年、同「南ドイツ中世都市における商家と奉公人——ルンティンガー商会を中心に」『国際教養学論集』（千葉敬愛短大紀要）1991年、創刊号。
- (3) 山本健「南ドイツの中世都市と外来者（ガスト）」、比較都市史研究会編『都市と共同体——比較都市史研究会創立20周年記念論文集』（上）、名著出版、1991年、同「都市文化からみた中世都市と農村の関係」、歴史科学協議会編『卒業論文を書く』、山川出版社、1997年。
- (4) 山本健「中世都市形成期における北西ドイツ農村社会の変質と都市移住民」『社会経済史学』52巻6号、1987年、同「ドイツ中世農村社会と単身者（einlopielude）」（上）（下）『国際教養学論集』（千葉敬愛短大紀要）1995、1996年。
- (5) 筆者は「北西ドイツ農村社会の変質と都市移住民」（注4）の執筆時に、荘園から都市へ移動する者の一部が史料用語で einlopielude と記される単身者であることに気がついた。しかし、長い間、史料調査の迷路に迷い込み、シュッテ（L. Schütte）の論文、Einlope und Verwandte, in: *VSWG*. Bd. 77, Heft 1, 1990, S.29-74 に刺激を受け、短大から改組転換（いわゆる四大化）した1997年から2年間、「1363年のローエン荘園法」の解説に専念した。本稿は、したがって、この2年間の準備作業の一つの成果である。
- (6) J. Grimm, *Weisthümer*, Bd.3, 1957, S.145-161. このローエン荘園法には、107条以外にさらに3条が追加されており、108条には1547年1月25日の日付と某修道院を示す修道院領 *abtey*: *Abtei* の語がある。したがって、1363年の文書は約200年後に某修道院の別な領主と当時のローエン荘民とが確認したヴァイステューマーの一部である。なお、ローエン荘園法については、すでに椋川一郎氏が身分制という視点から「ドイツ農民身分制史（西北編）」（『駒沢史学』30号、1983年、28-30ページ）で、また椋川、前掲増補改訂書（336ページ）で

も触れている。しかし同荘園法の全邦訳が掲載されていないため、同地域での荘民の生涯生活を含めた全体的な農村社会像がみえず、この点を補う材料を本稿は提供できるものと確信している。

- (7) August Lübben, *Mittelniederdeutsches Handwörterbuch*, Darmstadt, 1995 と E. Haberkern/J. F. Wallach, *Hilfswörterbuch für Historiker Mittelalter und Neuzeit*, 2 Teils, München, 1980. 邦語では藤代幸一他共著『中世低地ドイツ語』、大学書林、1987年などを参照。
- (8) *Handbuch der Historischen Stätten Deutschlands*, Bd.3, Nordrhein-Westfalen, Stuttgart, 1970, S. 699-700.
- (9) 伊藤、前掲書、122-139ページ。
- (10) 近年、服部良久氏はヴァイステューマーを領邦国家史の観点から読み解き、領邦国家形成における農民とその多様なデマインデを地域の権力構造全体の中に位置づけることを説いている（「ヴァイステューマー研究の課題」『史林』65巻1号、1982年）。
- (11) すでに椋川一郎氏が「アルテンブルッフ等三か村共通法」（1439年、西北ドイツのニーダーザクセン地方）のヴァイステューマーを全訳されている（『人文学報』（東京都立大学）76号、1970年、146-158ページ）。ヴァイステューマー解読のための手引き（文法、解釈などの点で）として利用可能である。

なお、藤田幸一郎氏はわが国でのヴァイステューマー研究が敬遠された一因として、同史料を所蔵する図書館側の一般開放の立ち遅れを指摘しておられた（「ギールケ文庫のグリム編『ワイスチューマー』について」『一橋大学・社会科学古典資料センター年報』16号、1996年、10-12ページ）。このような状況下にある現実を知るにつけ、これまで以上にヴァイステューマーの邦訳・紹介が必要であるとの認識を新たにした。

〈邦訳〉 ローエン荘園法（1363年）

〔注記〕①訳文中の〔 〕内の日本語は、各ヴァイストゥームの理解を容易にするために訳者が補充したもの。また（ ）内は原語またはその現代語形。

②各条項の前に、内容を要約した小見出しを設けて、読者の便に供した。

これはローエン荘園法（dat recht des houes tho Loen）である。

（1）〔荘園の役職者とその職務について〕

まず、ローエン荘園の荘官〔兼〕村民代表＝裁判官（schulte）、4人の参審員＝陪席判事（vier tegedere）および荘園法（amptrecht）について誓約した2人の者〔誓約衆〕の計7人は、ローエン荘園団体（ampt zu Loen）の印章〔の保管〕を委任されている。また荘官、参審員および2人の荘民出身の誓約衆（ヒエンマン：hyenmann）たちは、わが領主のために〔板囲いした裁判集会の〕柵を取り除く〔扉を開ける〕。そして彼らはわが領主のために食事（kost）を提供しなければならない。さらに、

もし彼らが荘園団体 (dat Ampt) のために馬で旅に出る場合には、荘園団体はいつでも彼らに経費を支払わなければならない。

(2) [領外民との保有地の交換の手続きについて]

次に、われわれ荘民がローエン荘園団体外〔の領外民との間〕で〔保有地を〕交換しようとした場合、荘民はローエン荘園団体の荘官と参審員たちの助言に従って、そのこと〔保有地の交換〕を行うべし。また、その時、法定手数料 (kumpt tho recht) として、荘官に 4 ペーニツヒを、4 人の参審員のそれぞれに 3 ペーニツヒをおよび荘園団体に 8 ペーニツヒを支払うべし。ただし、その 8 ペーニツヒのうち、2 人の荘民出身の誓約衆 (ヒエンマン) は 2 ペーニツヒを、荘園団体は 6 ペーニツヒを〔取り分として〕受け取る。そして、〔保有地の〕交換に関与した当事者〔当荘民〕たちには、〔上記の〕荘園役人への食事提供〔接待〕の義務はない。

(3) [婚姻料について]

荘園団体内で自分の子供たちを結婚させようとする者は誰であれ、領主に〔婚姻料として〕 5 シリングを支払うべきである。

(4) [世襲保有地の移転料 (相続税) について]

〔完全な荘民権を備えた〕世襲保有地 (erbe) に留まっている者が父親の世襲保有地を取得した場合、その者は〔移転料として〕 5 シリングを支払うべきである。そして、このような手続きを踏んで父親の世襲保有地に留まる者〔子供〕は、父と共に荘園団体に対して自分の権利を主張できる。

(5) [独身者の結婚について]

独身の荘民 (ein buthe=einlücke) が結婚する場合、例えば女性が入婿を、また男性が嫁を荘園法に違反して、すなわち許可を得ずに娶る場合、その者は罰金として 5 シリングを支払うべきである。

さらに、荘民たちはその違反者を、荘官および参審員の立ち会いの許で鞭打ち刑 (viele) に処すべきである。このような手続きを踏めば、その違反者は再び荘民としての権利 (ore recht) を回復できる。

(6)〔ローエン荘園内での領外民との結婚について〕

誰か〔男・女〕が領外民と結婚しようと欲する場合、その者〔男・女どちらでも〕は荘園団体に1ポンドのコショウを、また参審員たちに対しては彼らの法〔で規定されている手数料〕を支払う義務がある。こうすることで、この者はその後の裁判集会に〔正式な〕荘民として参加できる。

(7)〔荘民の配偶者への財産譲渡の条件について〕

さらに、女性が入り婿を、あるいは男性が嫁を娶る場合、その者が領主に損失を与えることなく、すなわち、然るべき地代を支払って生活する場合に限り、各人は財産を〔結婚した〕配偶者に譲渡することができる。ただし、〔譲渡による地代の〕目減り分(woestyng)は配偶者に支払いが命じられる。

(8)〔賭け事による土地喪失への罰金と復権について〕

財産の正当な相続人である娘が賭け事で財産を失った場合、この者は〔罰金として〕5シリングの金銭を亜麻製の小袋に入れてローエン荘園館(Hoff)で荘官と参審員たちに支払うべきである。またその後、この者が自ら進んで立ち直ろうとした場合には、彼ら〔荘官と参審員〕はこの者を再びその旧来の〔正当な荘民の〕権利(olde recht)に無条件で復帰させることができる。

(9)〔子供への保有地譲渡の条件について〕

自分の財産を自分の子供に譲渡しようとする場合、その者は荘官と参審員たちの立ち会ひの許でその譲渡行為を行うべきである。またその子供は〔保有地の移転料として〕5シリングを支払って〔はじめて〕父親の世襲保有地を取得することができる。その納付金は領主の取り分となる。

(10)〔保有地の分割をめぐる親子の対立について〕

両親が前もって子供との間で、わが領主の土地〔保有地〕を一緒に耕作することを約束しておきながら、その後、両親の許にその土地〔=生活の資(lifftucht)〕を分割する事態が生じ、両親が子供との間の約束を

果たせなかった場合、彼らは荘官や参審員たちの所に赴くべきである。そして、両親は、その土地が収穫をもたらす限り、その土地〔＝土地の実行支配権（ゲヴェーレ：Gewere）〕を子供に、また彼らの権利〔法的支配権〕を荘官や参審員たちおよび荘園団体に移管すべきである。

(11)〔ヒエン権＝法廷設置役職（hyenrecht）を所持する男性の死亡料について〕

ヒエン権を持つ者〔法廷設置役職者〕が荘園団体内で死亡した場合、わが領主は「男の動産」*〔＝武装品（herweid＝Heergewäte）〕だけを取得する。〔その理由は〕それが領主の権利だからである。また〔共同体としての〕荘園（der hoff）は、自らの優先取得分として、死者のあらゆる衣服とあらゆる羊の毛皮を、また彼が所有していた〔法廷設置の／板囲い用の〕工具そして工具箱とその鍵を取得する。

もし彼に妻が〔すでに死亡して〕いない場合、亡き妻の婚資（bedde）は〔荘園の〕優先取得分に加えられる。それは同取得分が〔共同体としての〕荘園に属するからである。

次に、彼が独身者（bute＝einlücke）の場合には、〔その者の財産は〕正当な〔荘園の〕共同体構成員（echter）のものとなる。また4人の参審員たちは彼の最高の衣服または12ペーニヒを取得分として得る。彼ら参審員および荘官は、この件に関して合意している。

* Heergewäte は、13条をみると、必ずしも武装品だけではないことが判る。そこで本訳では「男の動産」と仮訳しておく。

(12)〔アムト権＝荘園直属の手工業権（amptsrecht）を所持する女性の死亡料について〕

さらにアムト権を持つ女性が死亡し、その者に1人の娘がいて、人びとはその娘がオーク材の板囲い〔裁判集会〕を通じて〔正式に〕嫡出子であることを聞いていた〔認識していた〕場合、その娘は〔荘園に〕世襲保有地も「女の動産」*〔＝家財道具（Gerade）〕も返還する必要はない。ただし、その女性が金銭や毛皮〔の衣服〕やブナ材の木靴および絹の衣服などを所有している場合には、彼女は法に従いそれらを〔荘園に〕

譲渡する。

その女性に娘がない場合は、彼女は莊園にその優先取得分として「女の動産」を、すなわち、彼女の衣服および縫い針などの裁縫道具を譲渡する。

もし彼女に男性の相続人〔娘婿〕がいる場合には、その者が彼女の婚資 (bedde) を取得する。それは、それらの物が〔本来〕彼女に所属する〔財産である〕からである。

なお、彼女が生前に正当な嫡出子を残さなかった場合は、人びとは彼女の遺産処分〔の案件〕を専ら1人の独身女性のそれとして処理すべきである。

* Gerade は同条をみると、必ずしも家財道具だけではないことが判る。そこで本訳では「女の動産」と仮訳しておく。

(13) 〔アムト権＝莊園直属の手工業権 (amptrecht) を所持する男性の死亡料について〕

アムト権を持つ男性が死亡した場合、彼は穀物〔畑〕——〈これは聖パウロ教会 (St. Pauvel) の土地に接しているが、しかしフーフエ (Hufe) に所属する土地 (wunnen landt) ではない〉——を除く、世襲保有地を〔莊園共同体に〕返却する。また彼は「男の動産」を、すなわち羊の毛皮〔の衣服〕、職人の工具、石切りのつるはし、男が片手で運ぶことができる錐 (穿孔器) および道具箱を、前述したように〔11条を参照〕〔莊園に〕返却する。それ以上の支払い義務はない。

(14) 〔ヒエン権＝法廷設置役職を所持する独身者 (eynlücke lüde) の死亡料について〕

さらに、ヒエン権を持つ独身者たちの1人が死亡した場合、他の独身者が〔その死亡した独身者の〕すべての金銭を保管すべきである。彼らは死亡者のいかなる〔財産〕をも取り違えることがない。なぜなら、彼らは自ら、男は「男の動産」を、女は「女の動産」を譲渡することを理解しているからである。

(15) 〔奉公と相続資格の関係について〕

一定の給金〔賃金〕を条件に1年と1日(1年以上)〔下人〕奉公(uthgedeenet)をしていない荘園の子供(kyndt)には、相続人(erue)になる資格がない。

(16)〔保有地を離れる場合に持ち出せる財産について〕

世襲保有地に留まっている者がその保有地を離れる場合、〔財産〕分割がスムーズに行われた時にのみ、その者は支度金に関する選択権(voirkoir)を持つ。それ以外の場合は、その者は雌鶏を含めた自分の動産〔のみ〕を持ち出せるにすぎない。

(17)〔保有地を離れる場合に持ち出せる財産について〕

さらに、〔保有地を〕離れる者は誰であれ、課税検査を終えて〔荘園から持ち出す〕荷物が〔運搬車に〕積み込まれた後に立ち去るべきである。またその者は種子の3分の2を、またその年の保有地に課せられる小作料を支払わねばならない場合には、〔種子の〕3分の1だけを受け取り、そして自由に〔保有地から〕離れることができる。

(18)〔保有地からの追放者と土地との関係について〕

ある者が生活の資〔たる保有地〕(lyffucht)から追放されたり(verbeterde)、あるいは〔保有者としての地位を〕交代させられた場合、その保有地はその者のものとはならない。

(19)〔奉公人の手当てについて〕

誰かが世襲借地(erffpachtiger were)から利益を上げようと図ったら、そこからの利益が正しく計量(wegenschap)される状態になることを前提に、その対価(ver were)から〔その一部を〕譲渡に当てるべきである。それが、奉公人の手当て(padengaue)である。すなわち、下男や下女(knecht od. megede)または雇用者(huyre)への然るべき給金(verdeenet loen)である。

(20)〔埋葬に関する控除金について〕

次に、人は「男の動産」または「女の動産」から〔控除分として〕受け取ることができる20ペーニヒで埋葬を執り行う。〔ただし〕その場合、それ以上の控除はできない。また、ローエン荘園の荘官、4人の参

審員そして荘園法を遵守することを誓約した2人の賢人〔誓約衆〕〔の許可〕なしには、その金額は支出されない。

次に、上記の7人は書類を調査し、ローエン荘園の印章を刻印して、控除分を認める。

(21)〔本荘園の役職者の職務について〕

荘官、4人の参審員そして2人の誓約衆（ヒエンマン）は、領主のために馬に乗って、あるいは徒歩で旅に出たり、また彼らはわが領主のために、あるいは誰かある者のために、食事で歓待しなければならない。また彼らは荘園団体のために馬で旅に出る場合、荘園は彼らにその経費を支払わねばならない。

(22)〔代官＝地方行政官（アムトマン：Ammann）の選出と職務について〕

わが領主が本荘園で任命した代官（アムトマン）はその職務（ampt）として暴力行為（voiruel）を法規で取り締まらなければならない。代官は、法を維持すべき立場にある荘官およびその次席者たる参審員たちの助言に従って、法規〔判決〕を受け入れなければならない。

(23)〔代官の義務について〕

代官（アムトマン）が、わが領主の前で宣誓する場合、荘官および4人の参審員たちはその場に同席すべきである。また代官はわが領主に正確な会計報告（rekening）を行うべきである。

(24)〔本荘園の役職者と古法との関係について〕

次に、ローエン荘官とその次席者たる参審員たちは、古き法であった本荘園庁の古来のパウロ修道院領法を遵守すべきである。〔また〕ミュンスター司教座聖堂が創設されて以降も、その古法は同聖堂に継承されているので、人は〔古法によって任命された〕彼らを罷免することも、また罷免を望んだり企てたりしてもいけない。

他方、彼らの法としては、彼らは郷長（Gegreuen=Gaugraf）を訴追してはならない。それは彼らがわが領主〔ミュンスター司教〕の法を守るべきであるからである。

(25)〔領主の承認を必要とする荘官選任について〕

さらに、彼ら〔荘官および参審員〕は家人法（denstmanne recht）を〔領主と〕共有しているので、人〔荘民たち〕はわが領主の承認なくして彼らを選任することはできない。

(26)〔荘官など役職者たちの権利について〕

彼らの権利とは以下のものである。すなわち、彼らがわが領主のために馬で旅に出る場合、彼らはビールを所持している所〔居酒屋〕に行つて、そこで彼らはビールを十分な量、購入し、そして満足のいくまで飲み干すことができるが、〔しかし〕容器の上に代金を置いていかなければならない〔容器毎に代金を支払わなければならない〕。

(27)〔荘官らによる訴訟解決について〕

本荘園に所属する誰かある者が他人と対立して訴訟を起こし、本人たち双方が本荘園の荘官（amtsschulden）の許に出向き、そしてそこでお互いに告訴あった場合、参審員たちはその係争案件を、彼らのあらゆる能力を駆使して合法的に解決すべきである。

(28)〔荘民の荘園所領外法廷への出廷禁止について〕

荘民がお互いに荘園所領外の法廷を訪れた場合、それ〔その行為〕は5シリングの罰金刑に相当する。そのため荘園の荘官（amtsschulden）と参審員たちはその者から5シリングを徴収することができる。

(29)〔地代納付と保護の関係について〕

さらに、彼ら荘民は彼らの正当な領主に、彼らの正当な地代だけを支払う義務を負っているにすぎない。また荘民は彼らの正当な地代を支払う限り、不法な暴力（権力）から保護される。

(30)〔男性参審員（tegeder）の死亡とその動産の相続について〕

男性の参審員が死亡した時、その者に息子がおり、しかもその息子がわが領主の相続財産（erbe）の〔公務の〕ために、旅行するのを常とする場合、彼は父親の「男の動産」のすべてと、父親の馬を取得する。

(31)〔参審員の死亡とその動産の相続・分配について〕

女性の参審員が死亡した場合、古来からの法に従って、彼女の「女の動産」は参審員の財産として〔分割されずに〕留め置かれる。それは、

参審員たちがわが領主の〔莊園の〕独身者たち (einlücke luede) を保護する義務を有しているからである。

次に、男性の参審員が死亡し、彼に未婚の息子が残っている場合、その息子は莊官と一緒に馬で旅に出ることができるように、「男の動産」を取得する。さらに、〔その死亡した参審員に〕もう1人の未婚の息子が残っている場合には、わが領主は領主の権利、すなわち農民ホーフ (hoves) 中の優先取り分を取得し、参審員は〔自分の取り分として〕最高の衣服を取得する。

また参審員が独身 (eynlücke) 〔鰥 (夫)〕になった場合、その参審員の相続人たる息子ないし娘たちが参審員の資質と能力を持ち、その〔在任〕期間に結婚した場合、彼 (彼女) には〔参審員職をこなし得る保証として〕土地財産 (guede) が譲渡される。

かつて参審員であった〔が今は無役の〕父親が死亡した場合、彼は「男の動産」に関して、わが領主には領主の取り分を、また莊園には莊園の取り分を、そして参審員〔団〕には彼らの取り分を譲渡する義務がある。

(32) 〔莊園の莊官およびその妻が死亡した場合について〕

莊園の莊官が男であれ女であれ死亡した場合、この件をめぐって、莊園法に従えば、わが領主には如何なるものが帰属するのか〔いかなる取り分を得ることができるのか〕。

この件については、莊園法に従えば、〔以下のように〕判告されている。すなわち、莊官が死亡した時点で息子がいない場合、わが領主はその莊官の「男の動産」を取得することができる。

もし莊官の妻が死亡した場合、彼女に子供がおり、しかも莊官が存命している場合には、わが領主は彼女の動産を取得することはできない。

もし、莊官、その妻〔未亡人=寡婦〕そしてその子供たちが相次いで死亡した場合、その〔莊官の〕財産は莊園共同体 (haue) に帰属する。

(33) 〔参審員が死亡した場合について〕

参審員が男であれ女であれ死亡した場合、この件をめぐって、莊園法

に従えば、わが領主には如何なるものが帰属するのか。

この件については、荘園法に従えば、〔以下のように〕判告されている。すなわち、わが領主には荘官に帰属するのと同じだけの動産が〔取り分として〕帰属する。それ以上でも、それ以下でもない。

(34)〔参審員の子供の結婚について〕

荘園の荘官または参審員が息子や娘を誰かある者と結婚させようとした場合、この件をめぐる、わが領主から何が要求されるのか。また彼らを〔同じ〕荘園に所属する者と結婚させようとした場合、この件について、わが領主には如何なるものが帰属するのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、2人の参審員が娘ないし息子を結婚させる場合、参審員は子供たちが独身(buthen od halen)であることを証明し、〔婚姻料として〕5シリングを支払えば、結婚させることができる。〔しかし〕もし結婚相手が〔本〕荘園所属民でない〔領外民の〕場合には、代官(アムトマン)の同意を得て結婚させるべきである。

(35)〔荘民が死亡した場合の領主の取り分について〕

保有地を保有していた荘民が男であれ女であれ死亡した場合、この件をめぐる、わが領主には如何なるものが帰属するのか。さらに、彼らの領主〔ミュンスター司教〕〔の権限〕はこの件についてどこまで及ぶのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、死亡した者が誰であれ、その者は〔相続税として〕遺産(erbe)〔の一部〕を、穀物(korne)をそして聖パウロ(St. Pauwel)修道院所領では産出しない高価な財産(werth saeke)を支払うべきである。〔ただし、そのうちの〕半分はその死者の相続人たちの取り分となる。

もし死亡した荘民が女性で、しかもその者に1人の娘がいて、人びとはその娘がオーク材の板囲い〔裁判集会〕を通じて〔正式に〕嫡出子であることを聞いていた〔認識していた〕場合、〔しかし〕死者が所有していた高価な財産、例えば秤量貨幣(unversmidet gelt)や絹の衣服、ブ

ナ材の木靴、そして毛皮製品などが娘の取り分とならない場合、死者はこの件について、法に従い、領主に納めるべきである。

また、彼女〔死者〕に娘がいない場合は、「女の動産」は荘官に帰属する。

(36)〔男性荘民が死亡した場合の荘官の取り分について〕

1人の男性荘民が死亡した場合、この件について、荘官には如何なるものが〔取り分として〕帰属するのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、①荘民が彼の右手で〔正当に〕利用していた彼の最高の衣服、②家禽をゆでることができる1個の深鍋、さらに③拍車をつけた〔靴〕をも入れることができる〔程の大きな〕平鍋、④鍵を掛けることができる小箱、そして⑤枕 (Heerpfuhl) 〔が荘官の取り分とされている〕。

次に、参審員たちは〔死亡者が〕男性であれ女性であれ、最高の衣服を〔取り分として〕取得する。

(37)〔小作中の荘民の死亡税について〕

世襲保有地を〔他人に〕譲渡したが、しかし、まだ利用していた荘民夫婦が、その生活の資たる世襲保有地で死亡した場合、その財産に関して、わが領主には如何なるものが帰属するのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、夫婦のうちの1人が死亡した場合、わが領主にはすべての四つ足の財産〔家畜〕の半分が〔取り分として〕帰属する。

また夫婦が2人とも死亡した場合には、その家畜財産はすべてわが領主のものとなる。また荘園 (houe) には荘園のしかるべき取り分が (syn recht)、参審員にも彼らのしかるべき取り分が (oer recht) 〔与えられる〕。

(38)〔領外民への不法な譲渡行為について〕

男性または女性の荘民が、彼らに子供〔息子ないし娘〕がいるにもかかわらず、他の相続人にあるいは本荘園に所属しない自由民ないし隷属民 (vryg od. egen) たる領外民に〔土地財産を〕譲渡した場合、この荘民夫婦は何を失うのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、男性または女性の荘民（man off maget）が荘園団体（amt）ないし参審員の同意を得ずに第三者〔自由民や隷属民、あるいは他の荘園所属民の誰か〕に土地財産を譲渡した場合、この荘民は自分の荘園法〔上の権利ないし身分〕を喪失する。

(39) 〔死亡した荘民の開墾地に関する分割について〕

男性または女性の荘民が、荘園所領の内・外で新たな土地を——〈それが自由地であれ従属地であれ〉——切り開き、〔その後〕死亡した場合、代官（アムトマン）、荘官そして参審員はそれぞれの法〔に規定された取り分〕に従って、この荘民の遺産〔相続税の一部ずつ〕を徴収する。

(40) 〔荘民と領外民との再婚条件について〕

男性または女性の荘民が死亡し、そして死者の男女いずれかが既婚の場合、〔残された〕他方が、本荘園に従属していない〔領外民の〕男性ないし女性と再婚した場合でも、保有地は〔この再婚者に〕帰属するのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、そのようなこと〔再婚〕は、代官（アムトマン）の同意を得て行うことができる。

(41) 〔荘園の荘官の権限について〕

次に、荘園法に従って諮問された適法な判決〔案〕について、荘園の荘官（amptsschulte）〔=裁判官〕は荘園法に基づいて、どこまで司法権限を及ぼすことができるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、裁判官〔荘官〕は昔から仲裁裁判権（desgennen）を所有〔享受〕している。

(42) 〔不法な保有地経営に対する処罰について〕

保有地に居住している者がその保有地に損害を与えたり、荒廃させたりした場合、この件をめぐって如何なる処罰がくだされるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、その者が真にやむを得ない必要に迫られて上記の行為を行ったのではない場

合には、保有地の利用は〔今後いっさい〕禁止されるべきである。

(43)〔荘園法違反に対する処罰について〕

ある者が自らの荘園法を遵守せず、また世襲保有地の一部を代官（アムトマン）の同意を得ずに、質入れしたり、また荘園法が定めている〔期日〕以前に犁返しをした場合、これらの件をめぐって如何なる処罰が下されるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘園法を遵守しなかった場合、その者は大麦1 シェッフエル〔50—180 ℓの量〕を没収される。また荘園法が定めている〔期日〕以前に犁返しをした場合、その者は収穫後に農地番（Oberst）によって拘束される。また1人の荘民が世襲保有地の一部を売却〔質入れ〕する場合は、この行為は代官（アムトマン）の同意を得て行わねばならない。

(44)〔荘民の土地貸与の可能性について〕

次に、荘民は男性であれ女性であれ、自分の〔土地〕財産をどのくらいの間、貸与できるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘民の男女一方が〔その保有地に〕出入りし〔使用し〕、それから彼の4本の柱〔家〕の中に出入りする〔家を使用する〕能力〔体力〕がある限り、決して貸与することはできない。

(45)〔葬儀をめぐる支払い金について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、荘民が男性であれ女性であれ天寿を全うして死亡した場合、そこに聖職者ないし俗人〔親族〕が駆けつけ、彼ら〔親族〕が遺体に向かって〔遺族の〕後見人となることを宣言する〔習わしであった〕。ところが、彼らは法の定めるところに従い〔遺体に向かって宣言すべきであるのに〕そこに来合わさなかった場合、後見人は〔自分の〕財産のなかから償いとして、後金（Iesten penninck）と共に前金（ersten penninck）をも支払わなくて良いのか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、後

見人は、法の定めるところに従うべきであるのに、そこに来合わせていなかった〔適法に参着しなかった〕のだから、〔償いとして〕後金と共に前金をも支払うべきである。

(46)〔子供を残さずに、死亡した土地非保有民の財産分割について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、女性荘民が娘を残さず死亡したが、この者は保有地に居住〔保有地を生活の基盤と〕していなかった。それにもかかわらず彼女には荘園法〔上の権利〕が保証されていた場合、この件について、領主には如何なるものが〔取り分として〕帰属するのか。

この件について、荘園法に従えば、〔以下のように〕答申されている。すなわち、〔彼女の〕領主〔＝世襲領主 (Erbherr)〕には、1/4ペーニツヒ貨幣2枚分の価値〔1/2ペーニツヒ〕に相当する半分の貨幣財産 (Halbgute) が、そして荘官には「女の動産」が〔それぞれの取り分として〕与えられる。

(47)〔荘民の存命中、世襲保有地の売却の有無について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、荘民は世襲保有地ないし農地 (ラント) の地片を、自分の存命中に、売却できるのか。あるいは、その者はその土地〔地片〕を買い戻して、〔売却行為を〕無効にできないのか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、彼は存命中にその土地を買い戻すことができる。もし彼が〔売却後に〕そのような行為を行わない場合には、その土地は荘園〔共同体〕の世襲保有地として扱われる。

(48)〔代官 (アムトマン) による荘民追放の事由について〕

次に、〔以下の法行為に対する〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、結婚している荘民は、ローエン荘園の代官 (アムトマン) がこの者を追放する (verwesselen) 権限がない場合、妨害を受けることなく、どのくらい長く〔本荘園に〕留まることができるのか。

この件については、荘園法に従えば、〔以下のように〕答申されてい

る。すなわち、この者が他の荘園出身者と結婚して、しかも〔納付すべき〕コショウと彼の荘園法〔上の諸負担〕を支払わない場合には、代官（アムトマン）は〔前者の場合には〕この者の妻だけを、あるいはこの者の夫〔入り婿〕だけを、また〔後者の場合には〕その荘民本人を直ちに追放することができる。

(49) 〔世襲財産売却の保証期間について〕

荘民が世襲相続地（erffland）を売却した場合、この者はその相手に対してどのくらいの期間、それを保証することができるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘民は、存命中に限り、その土地を買い戻すことができる。

(50) 〔長兄に優先権のない保有地に関する末弟の権利について〕

次に、〔以下の法行為に対する〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、世襲保有地（erue）に留まっている長兄（die oldeste sonne）が、保有地（land）に対して〔末弟以上に〕優先権（neger）を持っていない場合、末弟（die jungeste）がその土地を貸与しようとして、〔実際に〕第三者に貸与することができるのか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、長兄にはその保有地に留まる優先権がある。その場合でも（dan）末弟にも、彼が保有地を貸与しようとする意志がある限りにおいて、前者〔長兄〕と同様にそうする権利がある。

(51) 〔荘園からの移住（＝交換）者への引き渡し物について〕

ローエン荘園に従属する者（hoffhorich）が男であれ女であれ、前述の荘園（haue）から交換される〔移住する〕（wesselde sick）場合、この者には生活の資（lyfftucht）として何が引き渡されるべきなのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、人は、交換されて〔移住して〕他領主の権力下に入る者に対して、前述の荘園のいかなる生活の資、さらには財産をも引き渡す義務を負わない。この取決めは本荘園団体全体の（gemeine）参審員および荘民団（hauesluden）によって承認されており、また決議されている。

(52)〔荘園内にある自由人の土地の取得手続きについて〕

自由人が荘園所領に留まり、そして自分の土地財産を荘民団(houeslude)の前で〔裁判集会で〕要求ないし取り戻そう〔処分しよう〕とした場合、この者は、この件について、どのような手続きを踏めばよいのか。また、彼の正当な相続人たちは、その土地を相続できないのか。

この件については、荘園法に従えば、〔以下のように〕判告されている。すなわち、健全な身体を持ち主たる自由身分生まれの者は、〔裁判集会の時に〕その保有地所管の荘官の前に適法に出頭して、そして〔正当性を〕証明し、〔自由人の要求が正当であるという〕判決が下った場合、その自由人の親族には、そのような〔手続きを踏んで〕獲得した土地を相続する資格はなく、自由人本人の子供たち〔だけ〕がその土地で生活する〔相続する〕ことができる。

(53)〔保有地をまだ相続していない長男の子供の土地相続権について〕

男性ないし女性の荘民に長男(oldeste)がいて、この者が両親から〔保有地〕を譲り受ける〔相続する〕前に、1人の荘園に従属する女性(hoffhorichen wyff)と結婚し、そしてこの長男が子供を残して死亡した場合、この長男の子供は誰であれ、前述の保有地を相続することができるのか。

この件については、荘園法に従えば、〔以下のように〕判告されている。すなわち、前述の長男の子供たちは〔死亡した長男の〕父親の保有地を相続することができる。

(54)〔保有地の処分と先妻の子供との関係について〕

荘民が保有地に留まっている先妻の子供の所に(tot voirkinderen)赴き、その保有地をどのような〔手続きを踏んで〕折半すべきなのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘民は、たとえその保有地に赴いたとしても、その保有地を分割することも、質入れすることもできない。彼は〔そのような行為をするためには〕まずは先妻の子供の同意が必要である。

(55)〔荘民に対する結婚強制について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、荘民が妻を娶らずに荘園所領に留まっているが、荘園領主に地代を支払い、諸義務を履行している場合、誰がこの荘民に、荘民が〔結婚する〕意志が無いにもかかわらず、なおも結婚を強制できるのか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、この荘民が荘園領主に地代の支払いや諸義務を果している限り、〔人は〕その荘民に結婚〔再婚〕を強制することはできない。

(56)〔質物の保有地を取得した者の荘園在住の条件について〕

荘民は荘園領主の同意を得て、保有地を質入れした場合、その相手〔men〕は〔受け取った〕保有地に関して〔従来と〕同じ義務を果さねばならないのか。またその〔質入れした〕者は保有地の明け渡しを取り消すことができるのか。

この件については、荘園法に従えば、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘民〔相手〕が正当な異議〔申し立て〕を受けることなく、地代と諸義務を支払える限り、また耕作の際に他人に損害〔耕作妨害〕を与えない限り、人はこの荘民を荘園所領から排除〔追放〕することはできない。

(57)〔独身の女性荘民が私生児の娘を残して死亡した場合の財産帰属について〕

独身の〔einluck〕女性荘民が、私生児の娘〔vnechte dochter〕を1人残して死亡した場合、この件をめぐって、その世襲領主〔Erbherr〕には何が〔取り分として〕帰属するのか。

この件については、荘園法に従えば、〔以下のように〕判告されている。すなわち、この女性荘民が自分の荘園法〔上の身分や権利〕を証明できず、また彼女の子供が私生児であることが判明した場合には、彼女は財産上の保護をまったく受けられず、彼女の財産は世襲領主のものとなる。

(58)〔係争中に死亡した荘民の遺産分配について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すな

わち、荘民が係争中に天寿を全うして死亡した場合、世襲領主には何が〔取り分として〕帰属し、また荘園法に従えば、残された遺族には何が〔取り分として〕帰属するのか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、荘民が荘園領主の同意を得ずに係争を起こし、〔その係争の途中で〕死亡した場合、この件をめぐる、彼に残された全財産は、たとえその価値が1/4ペーニツヒ貨幣2枚分の価値〔1/2ペーニツヒ〕しか無かったとしても、領主と遺族双方のそれぞれに折半される。

(59)〔自由人に嫁いだ女性荘民の遺産分配について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、自由人〔男性〕が1人の荘民〔女性〕を妻に娶り、そして彼が天寿を全うすると同時に妻も死亡した場合、この件をめぐる、〔女性の〕世襲領主(Erffherr)には何が〔取り分として〕帰属するのか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、自由地(vrygc guedt)は相続人のものであり、〔女性の〕世襲領主には何も帰属しない。

(60)〔ローエン都市裁判管区(ヴァイヒビルド:wigbolde)に居住する荘民と自由人の女性との結婚について〕

荘民として生まれたが、荘園所領に居住せず、自由なローエン都市裁判管区(ヴァイヒビルド)内に居住し、そして彼が自分の荘園法〔上の諸権利〕を獲得する前に、自由人の女性と結婚した場合、この件をめぐる、彼は荘園領主に何を支払うのか。また彼の死後、〔死亡税として〕荘園領主には何が〔取り分として〕帰属するのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘園領主の取り分は婚姻料(ヴェーデムント:wedde)である。そしてその後、荘民は荘園法〔上の諸権利〕を享受できる。

(61)*〔所属を異にする荘民の結婚に伴う保有地からの収益配分について〕

同じ荘園に所属しない、すなわち、二つの異なる荘園にそれぞれ所属する2人の荘民が、一方の荘園で結婚した場合、この件をめぐる、彼

らはそれぞれの荘園領主に、収益のうちの何を支払うべきなのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、2人は同じ荘園に所属していない点を考慮すると、それぞれの保有地の収益はそれぞれの領主のものである。それは領主と荘園団体 (amt) の恩恵によるものである。

* グリム版では60条と誤植されている (152ページ)。

(62) 〔荘園保有地をめぐる係争中に死亡した自由人の遺産分配について〕

次に、適法な判決〔案〕について諮問されている。すなわち、自由人ないし家人 (dienstman) が荘園の保有地に居住し、印章のついた証書 (Siegel und Brief) でもって、あるいは生き証人 (leuendigen tuiggen) によって、「その土地〔保有地〕の占取は荘園領主や荘園団体 (amt) の同意と了承を得て、またその意向を受けて、行われた」ことを証明できないうちに、その自由人が死亡した場合、領主には何が〔取り分として〕帰属するのか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、自由人の遺産は、隷属民 (egen) と同様に、その半分が領主の取り分となる。ただし、自由人が前述したように、主張 (証明) できる場合には、その限りではない。

(63) 〔交換された荘園直属の下女 (Hoffmaget) の遺産について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、荘園の下女がある荘園保有地 (hoffguede) から他の支配領域 [= 荘園 (herrschaft)] へと交換 (wesselt) された場合、この件について、この下女を放出したが、〔代わりにの者と与えるという相手荘園の〕確約を得られなかった〔当〕荘園 (houe) には、何が与えられるのか。また、その下女が〔交換先の荘園で〕天寿を全うして死亡した場合、〔下女の送り元の〕領主は〔交換先の〕荘園 (hoff) から〔その下女の〕報酬〔俸給〕を要求したり、あるいは徴収したりすることができるのか。

この件については、ローエン荘園の参審員と全荘民、およびビラーベック荘園 (Billerbecke)* の参審員 (todeide) によって、〔以下のように〕

答申されている。すなわち、その下女が前述のような形で交換された場合、その下女は〔交換先の〕領主 (herschap) の世襲財産とはならない。〔その理由は〕下女は従属的な動産であるからであり、しかも〔交換先の〕荘園出身者ではないからである。

この判告は法として要求され、また抗弁されることはない。

* ビラーベック荘園 (Billerbecke) はミュンスター市の西23km、コースフェルト市の東北東8 km に位置する。

(64) 〔保有地を荒廃させた荘民の保有権剥奪について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、荘園保有地を荒廃させる荘民がいる場合、領主はこの件で、荘民の保有地〔保有権〕を訴訟を起こして取り戻せないのか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、その荘民は保有地〔保有権〕を剥奪される。

(65) 〔土地を相続した息子たちが死亡した場合について〕

荘民が自分の世襲保有地 (erue) を何人かの息子たちに譲渡したが、その息子たちが神の定めに従って死亡した場合、その父親〔荘民〕はその保有地に女性の血縁者〔娘など〕を呼び戻すことができるのか。それとも保有地を領主に返還すべきであるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、〔その荘民の〕親族や最近親者の中にその保有地を欲する者がいる場合には、その者がその保有地を買い戻すことができる。

(66) 〔荘園外に荘民が所有する財産に対する領主の取り分について〕

荘民が存命中に〔荘園法の及ばない外部で〕取得した土地を所有していたが、〔もしこの者が死亡した場合〕この土地に関して、荘園領主の取り分は如何なるものなのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、もしその荘民が荘園法が及ばない土地〔地方〕で給金を稼いで〔財貨を蓄えて〕いた場合、その〔死亡した荘民の〕荘園領主はその給金〔財貨〕の半分を、またその土地で栽培された穀物の半分を〔取り分として〕取

得できる。

(67)〔正当防衛の傷害について〕

次に、適法な判決〔案〕について諮問されている。すなわち、ある荘民が不当にも荘園内の土地〔保有地〕に連れ出され、そこで殺害されそうになったために抵抗して (wedder afflepe) ある人物に傷害〔身体的欠損〕ないし損害を与えた場合、人は上記のごとく現場で捕らえられた人物〔加害者たる荘民〕をめぐって、この件をどのように処理すべきか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、その荘民が法廷〔裁判集会〕に行く保護権 (geleide) を得ていながら、その定期裁判集会に出頭しない場合には、その者は〔調停ないし和解のための〕審理の場を失うことになる。ただし、この者が荘園領主からその調停〔審理法廷〕の機会を買い戻すことは保証されている。

(68)〔荘園直属の下人 (hoffmaget od. knecht) の結婚手続きについて〕

荘園の下人 (下女ないし下男) が本荘園に所属していない人物 (eine unhorige person) と結婚する場合、その下人 (hofhorige persone) は、この件に関して、世襲領主 (erffherr) に何を支払うべきなのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、結婚の許可が与えられた場合、彼らは〔領主の許に〕出頭して、そして亜麻布で作られている小袋に5シリングを入れて〔婚姻料として〕支払うべきである。そうすれば、彼らは〔本荘園内で〕自らの諸権利 (oerrecht) を獲得することができる。

(69)〔隠居に伴う相続財産分与について〕

荘園の保有地 (hoffguede) ないし世襲保有地 (erue) に居住していた荘民が隠居する (afftuyt up die lyfftucht) 場合、この者はその相続人たちに何を引き渡すべきなのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、この場合、その荘民は相続財産として要求される一番良い〔最高の〕ものをすべて引き渡す義務がある。それは、すなわち、寝台、釜、深鍋、そして種豚 (vaselsogge)、犁 (ploich)、馬、荷馬車 (wagen) などの一番良

いものである。

(70)〔隠居した寡婦の負債の支払いについて〕

寡婦 (lyfftuchtersche) が隠居し (afftoge)、自分の〔土地〕財産を譲渡したが、しかし彼女に未払いの負債がある場合、土地に留まった〔土地を相続した〕者たちが〔その負債を〕支払う義務があるのか、それともその〔隠居した〕寡婦自身が支払うべきなのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、その〔相続した〕世襲保有地を使用するいかなる者にも、その然るべき負債をあるいは一般的な負債を支払う義務はない。

(71)〔領主に無許可で農業外労働に従事する荘民の財産譲渡について〕

自分のパン〔食い扶持〕を荘園外で稼いでいる荘民、また自分の親族の援助を得て〔商工業で〕現金収入を稼いでいる荘民、さらに商人になった荘民、それから荘園外に一部の〔土地〕財産を取得した荘民、これら〔上記〕の荘民が再び本荘園 (lande) に戻って来たが、病気になり〔しかも〕気がふれた場合、この者は自分の世襲領主 (Erfherr) に〔自分が所有している〕金銭〔財産 (hellinck noch penninck)〕を報告せずに、自分の財産を第三者や親族に与えて良いのだろうか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、その荘民が自分の世襲領主に自分の財産を知らせず、またその荘民が病氣中に自分の全財産を、領主の同意なしに、あるいは荘園法に従わずに譲渡した場合、その譲渡は無効である。

(72)〔領主に無許可の荘民の財産質入れについて〕

荘民が世襲領主の同意なしに、土地 (land) すなわち砂地あるいは〔そこからの〕収穫物を質入れすることができるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘民は土地の〔収穫物の〕 $\frac{1}{3}$ を質入れできる。残りの $\frac{2}{3}$ は領主の取り分として領主に留保される。すなわち〔荘民の取り分は収穫物の〕 $\frac{1}{3}$ であり、残りの $\frac{2}{3}$ だけが領主の豚放牧料〔＝林野利用税 (mestrecht)〕として、領主の取り分として留保される。

(73)〔死亡した荘民の土地証書の略奪について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、1人の荘民(houeslude)の死後、ある荘民が世襲領主の同意を得ずに、その死亡した荘民の土地に関する証書(siegel offte breue)を奪った場合、その奪われた土地の相続人たちや世襲領主はどのように対応すべきか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、そのような行為が如何なる者によって行われようとも、その行為は無効である。

(74)〔真面目に働く独身の荘園直属の下女(hoffmaget)の収入について〕

荘園に生まれながらにして従属している(hoffhorich geboren is)下女が結婚もせず、しかも彼女の荘園法〔上の諸権利〕を賭け事などで失うことがない場合、彼女には荘園収入のうちの何が与えられるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、〔下女の収入は〕保有地の〔収穫の〕出来高に応じて(nach vermuge des gudes)〔与えられる〕。

(75)〔真面目に働く独身の荘園直属の下男(hofknecht)の収入について〕

〔前述の74条と〕同様な状態にいる荘園の下男には、荘園収入のうちの何が与えられるのか。

この件については、荘園法に従えば〔以下のように〕判告されている。すなわち、下男に〔収入として〕与えられるのは、灰色の上着1着、芝土を耕すための鋤(plaggensicht)1本、木靴1足(ein paar klumpen)そして帽子1個である。

(76)〔領主に無許可で、保有地を質入れした場合について〕

荘民はいかなる荘園保有地をも浪費、蕩尽そして質入れしたり、さらには世襲領主や代官(アムトマン)の同意を得ずに、いかなる他の手〔他人〕に譲り渡すことをもしてはいけない。もし荘民が保有地を上記したように浪費、蕩尽、そして質入れした場合、この件に関して、荘園領主にどんな損害をもたらしたことになるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、保有地をそのように利用することは名誉ある〔立派な〕ことではない。

それでは、自分の保有地を失った荘民がいる場合、その荘民はどのようにしたら保有地を再度、自分の手元に取り戻すことができるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘民は荘園領主の許可を得れば、〔保有地を〕取り戻すことができる。

(77) 〔経営能力のない荘民を追放する際の協力者について〕

荘民が保有地を荒廃させたために、荘園領主が〔その荘民の居すわりを〕拒絶しているにもかかわらず、その荘民が保有地に居すわり続け、そしてその保有地を明け渡そうとしない場合、荘園領主は誰の助けを借りて、保有地を荒廃させてしまったあの不従順な荘民を〔訴訟を起こして〕その保有地から追放することができるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘園領主は〔ミュンスターの〕領邦君主 (landesfürst) の助けを借りて、〔あの不従順な荘民を〕追放すべきである。

(78) 〔荘園領主に無断で、保有地に第三者（非荘民）を居住させた場合について〕

保有地に居住している荘民が、荘園領主あるいは荘園団体 (amt) の同意を得ずに、自己の保有地に1人の本荘園に所属していない者 (eine unhorige person) を住ませた場合、この件をめぐって、その荘民は何を失う〔没収される〕のか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、その荘民は自分の荘園法〔上の諸権利〕と保有地を失うべきである。また、その荘民がその保有地を再び取得するためには、荘園領主の承諾が必要である。

(79) 〔荘民が追放 (verwesselen) の対象者となる条件について〕

さらに、〔以下の法行為に対して〕適法な判決〔案〕が諮問されている。すなわち、同じ荘園法の下に生まれた荘民男女が〔結婚しているにもかかわらず〕それぞれの荘園法〔上の諸権利〕の下で生活している場

合、人は彼らを追放〔の対象と〕することができるのか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、彼らがそれぞれの荘園法〔上の諸権利〕を失っていない〔＝荘園法に違反していない〕限り、彼らは追放〔の対象とは〕ならない。ただし、彼ら自らの意思でそうする〔＝荘園を出ていく〕場合は、その限りではない。

(80)〔財産分与の後に見つかった新たな財産の処分について〕

女性荘民が存命中に娘たちに財産を分与し、〔その後〕天寿を全うして死亡した。〔しかし〕この女性荘民には更なる財産が残っており、その財産が分与される場合、その財産は、この女性荘民の死後、荘園法に従えば、誰に帰属するのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘民の死後に分与された財産は、荘園法に従えば、世襲領主の取り分となる。

(81)〔両親と同居する人身的に不自由な (vullshuldig) 荘民 (体僕) 夫婦の世襲領主への奉仕義務について〕

保有地に居住し、子供のいる1組の人身的に不自由な荘民〔体僕〕夫婦が、両親 (older) と同居している場合、この夫婦は世襲領主 (Erfherr) に奉仕する義務があるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、この夫婦は自分の両親と同居している限り、世襲領主に奉仕する義務を負わない。

(82)〔荘園法を遵守しない下人の死後給金受け取り資格について〕

荘園に生まれながらにして従属し、かつ自分の〔荘園法上の〕諸義務を遵守しない荘園直属の下男または下女 (ein hofknecht ofte eine hofmaget) は、死後も〔その子供のために〕給金 (solden) を受け取ることができるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、彼らは自分の荘園法〔上の諸権利〕を取得しない限り、〔存命中はもちろんのこと〕死後も、彼らは給金を受け取ることはできない。

(83) 〔莊園団体 (ampt) の承諾なしに合併した保有地の利用について〕

2人の莊民(男性と女性)それぞれが莊民権(hofrecht)を持っていたが、〔しかし〕莊園団体(アムト)の同意を得ずに、兩人の間で保有地を1つに纏めた場合、彼らがそのような土地を使用することは〔法的に〕有効なのだろうか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、2人の独身者(twe einlopende lude)はいかなる保有地も合併もしくは利用する資格はない。ただし、莊官と莊園団体(アムト)の同意を得ている場合は、その限りではない。

(84) 〔違法な保有地合併者の処罰について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、もしも〔上記83条の〕合併した保有地を利用している2人の〔独身〕者がいた場合、彼らはその件に関して、どのような処罰を受けるのか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、彼ら2人は共に莊園領主にとっては、処罰されるべき人物であり、莊園団体(アムト)の処分〔許し〕をも受けるべきである。

(85) 〔莊民の娘への財産分与について〕

莊民に娘がいて、その娘本人がせっせと耕作している土地を、莊民〔親〕が〔他の〕子供たちに〔財産〕分与する場合、莊民は〔その娘に対して〕その〔分与する〕財産を彼女の婚資金〔程度の額〕にまで減額する〔抑える〕義務があるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、人〔莊民〕はその財産を娘に分与する場合、〔分与財産は〕彼女の婚資金〔程度の額〕にまで減額すべきである。

(86) 〔未婚の母の娘の権利について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕適法な判決〔案〕が諮問されている。すなわち、〔保有地を所持している〕女性莊民が、莊園法〔上の諸権利〕を有していない男性と同衾し、その結果として1人の娘をもうけたが、

相手と別れ、その後 (nha der hand) 彼女の荘園法〔上の諸権利〕を再び確保した場合、その子供〔娘〕は母親の遺産を相続するという荘園の正当性〔正当な権利〕を享受できるのか。

この件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、この件は類似例に従って (dat sulx gesshuyt) 領主と代官 (amptlude) の許しを得る〔必要がある〕。

(87) 〔妻の遺産の買い戻し分の相続について〕

保有地に居住する〔荘民〕夫婦のうち、夫が妻に先立たれ、後に残った夫が妻の遺産を荘園法に従って荘園領主 (hoffherr) から買い戻し、その後この夫も死亡したが、この夫婦に嫡出子がいた場合、その子供たちは父親が残した〔母(妻)からの〕遺産を相続できるのか。それとも、荘園法に従い、〔先に死んだ妻の〕全財産は荘園領主に帰属するのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、嫡出子たる子供たちはその保有地の後継者 (nha=nachfolger) であり、また彼らが父親と共にその保有地の耕作および収穫労働に従事していた事実を考慮するならば、彼らには父親〔が買い戻した母親〕の遺産の半分を相続しかつ保有する権利がある。残り〔半分の財産〕はローエン荘園法に従うべきである。

(88) 〔親(母親)と家計を一にしている子供の遺産分割について〕

保有地に居住する荘民夫婦のうち夫が死亡し、その夫婦の嫡出子たる子供たちに遺産を残した。そしてこの子供たちが母親と一緒に保有地の耕作および収穫労働に従事していた時、すなわち荘園の外で生計を立てず〔母親と家計を分けず〕にいた時、子供たちの中の誰かが死亡した場合、はたして荘園領主には彼らの遺産に対して如何なる取り分が帰属するのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘園法に従えば、子供たちは、たとえ荘園の外に居住し、また生計を立てていたとしても、結婚していない限り、荘園領主は子供たちが残した遺産を取得することはできない。

(89)〔両親と一緒に取得した土地の譲渡について〕

両親と一緒に家（huss）ないし保有地（フーフエ：haue）に居住し、すなわち荘園の外に住まず〔家計を分けず〕、両親（olderen）と一緒に土地を取得した者がいた場合、この者は両親の同意を得ずに、その土地を〔第三者に〕譲渡することができるのか。

この件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、その者は両親の同意を得ない限り、その土地を譲渡することはできない。

(90)〔荘園団体（アムト）の同意を得ない負債の支払いについて〕

1組の荘民夫婦が相続人を残すことなく死亡し、しかも彼らの保有地が荘園（haue）に帰属する場合、そして〔その荘民が〕荘園団体（アムト）の同意を得ずに借金して負債を残した場合、荘園法に従えば、荘園領主にはどのような支払い義務が生じるのか、それとも生じないのか。

その件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、その負債は荘園団体（アムト）に無断で作ったものなので、荘園領主も、さらにはその土地の〔新たな〕保有者も〔負債を〕支払う義務を負わない。ただし荘園法に従えば、例外として鍛冶工（schmeddewerck）、靴匠（schomekers）そして仕立屋（schnieders）に対する負債に関しては、支払い義務が生ずる。

(91)〔やむを得ない事情で地代の納付が困難になった場合について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、荘民が正当な荘園領主ないし代官（アムトマン）に然るべき地代（rechte pechte und schulde）——〈例えば、穀物貢租、5月貢租、秋期貢租など〉——を、また荘民としての賦役（denst）をすべて提供していたが、ある時やむを得ない事情〔窮乏など〕で、保有地を利用する〔地代や賦役を支払う〕ことができない〔事態が生じた〕場合、荘園領主ないし代官（アムトマン）はこの荘民に対して何らかの方法を用いて課税することはできないのだろうか。

その件については、荘園法に従えば〔以下のように〕答申されている。すなわち、荘民が昔から適法にそして慣習的に負担させられていた荘民

の〔現物〕地代 (pechte)、賦役 (dienste) および義務的貨幣地代 (schulde tynse) を支払っている限り、荘園領主は〔猶予を拒否して〕いかなる強制的負担 (貢租) をも宣言すべきではない。〔もし〕そうでない〔要求をする〕場合は、昔からの〔定め〕を適用すべきである。

(92) 〔保有地内の大木の伐採について〕

荘民は、荘園領主や代官 (アムトマン) の了解ないし同意を得ずに、毎年荘民が保有し、そして責任を負っている保有地に育っている何本かのオークの大木を伐採し、そしてそれを売却したり、あるいは自分の意のままに〔自由に〕利用したり、あるいは浪費したりすることができるのか。

その件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、荘民は自分のしかるべき必要のために、つまり必要な建築用材として、調理用〔の燃料材=薪〕として、また岩塩やバターそしてその他の物〔燃料として〕に役立つ (thuynen) ために伐採することができる。ただし、その場合でも〔伐採のために〕土地を荒廃させてはならない。それから荘園領主は事情に応じて、その件〔伐採のため保有地を荒廃させているかどうか〕を調査する権限がある。

(93) 〔保有地内の大木の伐採について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、荘民が自分の保有地に建物を作ろうとして、自分の保有地にある木々を伐採しようとする場合、荘民はこの件で自らの荘園領主に問い合わせることなく、あるいはその許可を求めることなく、伐採を行うことができるのか。

その件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、そのような伐採はローエン荘園の古来からの正当性に従えば、荘園領主や荘園団体 (アムト) の承諾なしに行うことができる。ただし、その伐採によって、保有地を荒廃させてはいけない。それ以外〔のための伐採〕は、上記〔92条〕のごとく、荘園領主の一般的な承諾を得て行われるべきである。

(94)〔伐採する木々の数量について〕

次に、〔以下の法行為に対する〕適法な判決〔案〕について諮問されている。すなわち、荘民は〔1人当たり〕毎年、自分の調理用〔の燃料材＝薪〕や建築用材など個人的使用〔必要〕のために、木々をどのくらいの数量まで、またどのくらいの金額まで伐採することができるのか。

その件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、〔伐採に関する〕いかなる数量も金額も〔規定されてい〕ない場合、ローエン荘民は自分が所有している木々に応じて、つまり保有地の規模に応じて、上記したごとく、必要な建築用材および調理用〔の燃料材＝薪〕のために、伐採することができる。ただしその場合でも、保有地を荒廃させてはいけない。

(95)〔自由地・世襲保有地に隠居した荘民の保有地の取扱いについて〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、保有地を用益していた1組の荘民夫婦のうち、夫が両者（夫婦）の相続人を残すことなく死亡し、その妻が夫の死後、その保有地を妻が存命する限り使用する承諾を、荘園領主にかわって代官（アムトマン）から獲得した。ただし、それには条件があり、〔その内容は〕その妻が荘民として上記の保有地を保有し、かつ耕作し、もしくは他人の荘民の手で耕作させる、というものであった。

ところが、彼女は届け出ていた保有地から別の自由地（frygued）に隠居したため、〔結果として〕その保有地を放棄し、あるいは荘園関係者でない領外民にその保有地を又貸しして、領主の荘園（gudt）に損害を与えた場合、彼女はそのことによって、生活の資〔保有地〕を失うことにはならないのか。また彼女は荘園領主から罰を受けることにはならないのか。すなわち荘園法は〔この件について〕何と規定しているのか。

その件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、荘民は夫であれ妻であれ、生活の資として保有地を所持し、そしてその保有地から他の所有地ないし世襲保有地（erue）に隠居し、荘園領主の意向を無視して、荘園関係者でない領外民を〔その保有地の〕用益者にし

た場合、その妻は、彼女の最近親相続人が誕生するまで、生活の資〔保有地〕を失う。ただし彼女の相続人たちは荘園共同体ないし世襲領主 (hoff oder erfherr) から再び同じ保有地を取得することができる。

(96)* 〔荘民権のない妻に残された荘園法上の諸権利の処分について〕

次に、〔以下の法行為に対する〕適法な判決〔案〕について諮問されている。すなわち、1人の荘民〔土地保有農〕(hoffhorige man) が死亡し、後に残された〔荘民権を持たない自由身分の〕妻が荘園の保有地に自由身分の女として来ることが知られていた場合、死亡した夫は死去しても彼の荘園法〔上の諸権利〕を失っておらず〔処分しておらず〕、その妻が荘園〔世襲〕領主の意向を得て、この保有地に来たことを証明することができない限り、彼女は人身的に不自由な隷属民〔体僕〕(vulschuldigen eigenhorigen) として遺産〔相続税〕を徴収されるのか。

その件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、自由〔身分の〕女性が荘園領主の意向〔承諾〕を得て保有地に来ていたことを証明できない場合には、彼女は体僕として (als egenhorige) 遺産〔相続税〕を徴収されるべきである。

* グリム版では95条と誤植されている (158ページ)。

(97) 〔つなぎの家長制度について〕

次に、〔以下の法行為に対して〕判決〔案〕が諮問されている。すなわち、自由〔身分の〕女性 (de fryge frowe) が、自分の自由身分〔を保持し〕かつ死亡した夫〔荘民〕との間にもうけた息子たちに土地財産の半分を遺産分与させようという意向の下に、1人の荘民〔男性の土地保有農〕(hoffhorig person) と再婚する (wedder up to halen) 意志を持っている場合〔つなぎの家長制 (Interimuswirt)〕、これら両者は荘園法に従えば、その荘園法上の諸権利を利用できるのか。

その件については、〔以下のように〕答申されている。すなわち、荘園領主 (erfherr) の承諾を得なければ、そのような事はしてはいけない。

(98) 〔女性領外民の保有地利用と荘園領主との関係について〕

女性は自分がどのような経緯で荘園保有地 (dat hoffhorige guedt) に来

たのかを証明する義務がない場合、女性がその保有地に損害を与えず〔保有地を大切に利用し〕、そして彼女の子供たちがその保有地から婚資を与えられる場合、人は莊園法に従えば、そのことをどのように評価すべきなのか。

その件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、その女性と子供が莊園領主の承諾を得て保有地に移動したことを証明できない場合には、彼女らがその保有地を利用することは禁止されている。

(99) 〔領外民（男性）と結婚した莊民（女性）の遺産分与について〕

莊民〔女性〕(ein hovespersohne) が莊園に所属しない自由地ないし私有地 (ein vrygen offte egen guedt) で莊園に所属していない領外民〔男〕〔自由人ないし隷属民 (einen vrygen offte egen man)〕と結婚し、子供をもうけ、そしてこの夫婦が罹病前や罹病中に子供たちに夫婦の財産〔家財道具やそれ以外の財産〕を分与する場合、そのような遺産分与は、代官 (アムトマン) や莊官それに参審員たちに無断で行うことができるのか。また莊園法に従えば、そのような遺産分与はどのように行うべきであるのか。

その件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、そのような莊園団体の役人 (amptschulte) の同意を得ずに分与した遺産は、ローエン莊園法に従えば、莊園領主の取り分とされる。

(100) 〔莊民（女性）と領外民（男性）との間の子供の莊園法（上の諸権利）について〕

そのような者たち〔99条〕〔から生まれた〕嫡出子の子供たちも、莊園法〔上の諸権利〕を利用することができるのか。さらに莊園法に従えば、その何が彼らの子供たちに帰属するのであろうか。

その件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、莊官が母親に、彼ら（子供たち）がそれぞれの莊園法〔上の諸権利〕を獲得したことを承認し、かつ確認すれば、子供たちは莊園法〔上の諸権利〕を利用できる。

(101) 〔所領外莊民の子供たちの無断結婚の処遇について〕

前述したように、荘園所領外の土地に居住する荘民に子供がおり、〔その子供たちのうちの〕男の子が荘園領主の許可を得ずに、自由身分ないしは隷属身分の女性 (an einer vrygen offt egenen person) と結婚した場合、また女の子も〔同じ条件で、すなわち荘園領主の許可を得ずに〕自由身分あるいは隷属身分の男性と結婚した場合、この者たちは荘園法〔上の諸権利〕をなにがしか享受できる下男および下女 (knecht off maget) である。

そして、もしその下男ないし下女が死亡した場合、彼らの子供の有無にかかわらず〔その下人に〕残された財産のうち何が、荘園法に従えば、荘園領主の取り分となるのか。

その件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、上記のような者〔下人〕が荘園領主の許可を得ずに本荘園に所属しない者——例えば自由人ないし隷属民 (fryg od. egen) ——と結婚した場合、その下人は自分の荘園法〔上の諸義務〕を破った〔違反した〕のであり、それ故にいかなる荘園法〔上の諸権利〕も享受することはできない。ただし、荘園領主の恩恵〔許可〕を得れば、その限りではない。

(102) 〔荘民の財産譲渡に関する移転料 (領主たちの取り分) について〕

荘民夫婦が〔土地〕財産〔保有地〕を自分たちの子供たちに譲渡——その譲渡がいかなる形態で生じようとも——しようとした場合、荘園法に従えば、その譲渡に関して、荘園領主や代官 (アムトマン) にはいかなるものが〔彼らの取り分として〕帰属するのか。〔また〕その譲渡は合法的にいつ行われるべきなのか。

その件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、それは、荘園の荘官そして参審員たちの立ち会の許で (vor schulden und tegederen des amptshoues) 行われるべきである。そして荘園領主に〔移転料として〕5 シリングが、また荘官には銀貨と金貨が、そして代官 (アムトマン) と参審員の双方には絹布が彼らの取り分として与えられるべきである。

(103) 〔保有地を所持する下人の無断結婚の処分について〕

莊園に所属し、保有地 (hoffguedt) を所持する下人 (下男ないし下女) が、莊園領主の許可を得ずに、莊園に所属する者や人身的に莊園庁に直屬する不自由な隷属民 (eygen) と結婚する場合、莊園法に従えば、下人はそのような無許可の結婚によって保有地を失うのか。

その件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、無許可で結婚した下人は〔莊園庁に直屬する〕下人としての莊園法〔上の諸権利〕を失い、莊園団体 (アムト) の恩恵の下に留まる。

(104) 〔下人の莊民権取得の手続きについて〕

下人 (下男ないし下女) が、彼 (女) らの両親 (oer oldern) の死後、彼らが自らの莊園法〔上の諸権利=莊民権〕を獲得する前に、保有地 (hoffguedt) を相続し、そして結婚した場合、彼らはその保有地を剥奪されることはないのか。また、彼らは〔保有地を〕相続した直後に、それぞれの莊園法〔上の諸権利=莊民権 (hofrecht)〕を獲得することができるのか。

その件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、莊園団体の莊官 (amptschulden) の承諾と意向を無視して、保有地〔=莊園所領〕で結婚した者は誰であれ、自分の莊園法〔上の諸権利=莊民権〕を失う。その上、その者は自分の莊園法〔上の諸権利〕を取得できないので、死去するまで〔命ある限り〕人身的に莊園庁に直屬する不自由な隷属民 (ein egenhorich man) として扱われ、さらに遺産分与〔=相続税／死亡税徴収〕の対象とさえされるのである。

(105) 〔財産を分割せずに子供たちの許で生活する莊民の死亡税について〕

妻を亡くした莊民〔鰥 (夫)〕が財産を分割せずに子供たちの許に留まり、また自分の娘の 1 人にかなり以前に婚資を与え、かつ土地をも分与していた。その娘は母親の死後、1 人で全面的に土地財産〔の経営〕を莊園法に従って管理し、かつまだ婚資を分与されていない娘たちの代理人〔代理母親〕の役を果たしていたが、その後父親が死亡した場合、その莊民が残した財産のうちの何が、莊園領主の〔取り分と〕なるのか。

その件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、家

で死亡した荘民のすべての四つ足家畜の最良のものは荘園領主の取り分となる。ただし、家畜の保有者〔子供たち〕がその家畜は自分ないし自分の妻の所有物であることを証明することができる場合には、その保有者はそれらの家畜をも自分の最良の〔家畜〕として利用することができる。

(106)〔隠匿財産に対する処罰について〕

荘民が死亡した場合、荘園領主の名代として全権を委任された役人 (diener) が来て、そしてその役人が世襲財産として (to egen) の保有地の正当な後継者と保有者に、家で病気になり、やがて死亡したその当人〔荘民〕の全財産 (alle desjenigen) を提示するように要求する。〔それと言うのは〕わが恵み深き領主には荘園領主として、その遺産 (solches) を〔台帳に〕記載する権限があるからである。また保有地の当該保有者が度々の警告を経て〔無視して〕なにがしかの財産を隠匿し、〔台帳に〕記載させない場合には、上記の役人が再度繰り返して宣誓して、荘民は〔死去した〕時に所有していた全財産を〔台帳に〕記載させる義務を負っている旨、警告する。そしてその後、遺産分与を行う当日〔相続税を支払う当日〕に、〔台帳に記載されていない〕なにがしかの〔追加〕財産を持ち込んだ場合、〔台帳に記載されていない〕その隠匿財産のうちの何が荘園領主としてのわが領主の取り分となるのか。またその財産隠匿行為によって、その者は〔わが領主の〕支配権 (hoichheit) を侵したことはないのか。

その件については、〔以下のように〕判告されている。すなわち、ローエン荘園法に従えば、隠匿財産はすべて荘園領主のものとなる。またその者はわが領主に60シリング〔の罰金〕を料料として納付すべきである。

(107)〔荘官および参審員と家人法について〕

ローエン荘園の荘官たる余ウィルヘルム・フォン・グレース (Willhem von Graes) と同荘園の参審員たるハインリッヒ・フォン・ケルネベック (Heinrich von Kernebeck)、ヴィンケン・ツウ・ボックヴィンケル (Winken zu Bockwinckel)、ヤン・ヴェンキング (Jan Wennking)、ゲルツ・ツウー

ム・クラーク・ヘスフィゼ (Gerdt zum Klaveshuise)、ヤン・ツォーム・ブ
ロイエレ (Jan zum Broiele) は、すべての荘園住民 (裁判集会の立ち会い衆)
に以下の内容を告げる。

すなわち、以上が同荘園の古来からの荘園法である。

もし、1人の婦人が我々の参審員の家で死亡した場合、その婦人に子
供がいようがいまいが、同荘園の荘官と参審員団は、我々〔独自〕の一
連の法規〔家人法〕* を適用することができるので、〔彼女の〕いかな
る世襲財産をも剥奪せず、また「女の動産」をも〔死亡税として〕取り
上げない。従って、人は我々から相続財産を取り上げることはできない。
証書や文書において、ローエン荘園の荘官である余ウィルヘルム・フォン・
グレースは参審員団の立ち会いの許でこの荘園法に押印し、またミュン
スター司教のためにもこの文書〔荘園法〕を継受したい〔と考える〕。
そうすることが正当であるからである。

1363年、聖マリア御清めの祝日〔聖燭祭〕(2月2日)の直後の第6日
目(2月8日)に記録。

* 家人法の存在25条から類推できるが、その実体は不明である。

〔付記〕

同邦訳にあたり、恩師の椽川一郎先生(東京都立大学名誉教授)のご自宅に伺い、
解釈不可能な箇所について度々ご教授をいただいた。ご自宅を伺う度に私は励まし
を受け、何とか完訳にこぎつけることができた。この場を借りて、お礼申し上げます。

ローエン荘園法(1363年)の原語索引

1. この索引は、中世低地ドイツ語で記された「ローエン荘園法」を対象に、訳者が作成したものである。
2. []の中に掲げた現代ドイツ語と、()の中に掲げた訳語は、原則としてこの訳書に用いた訳語であり、必ずしも普遍的な妥当性をもたないような場合もあることを考慮された。
3. 参照条項の多い項目については、・・・で略記した。

A

- achter laten [hinterlassen] (遺族として残る) 12, 31
achterstedige Schulde [rückständig Schuld] (未払いの負債) 70
Affal [Abfall] (死去) 104
Affgange [Abgang] (死去) 60, 62, 80, 82, 101
affkregge [abstreiten/abkriegen] (訴訟を起こす) 64
Afflepe [Ableben] (死) 67
afflyuich=aflyfich werden [sterben] (死亡する) 58, 88
affsteruen [absterben] (死去する) 95, 104, 105
afftogen [abziehen] (隠居する) 70, 95
aftuyth [abziehen] (隠居する) 69
allene [einzig] (唯一の) 44
allent=ellende [ander] (別な) 87
allet=allent [obgleich] (たとえ〜であっても) 58, 87
allinck=alyngge [ganz] (全部の) 30, 58, 105, 106
alsodanen [so beschaffen] (そのようにして調達する) 52
alsulcke [solch] (そのような) 99, 101, 105
Ampt [Hofverband] (荘園団体) 1, 2, 3, 6, 10, 11, 15, 27, 38, 61, 62, 78, 83, 84, 90, 103
Amptman [Pfleger] (代官) 22, 23, 34, 39, 40, 43, 48, 86, 91, 92, 95, 99, 102
Amptsschulte [Hofschulze] (荘官) 1, 2, 5, 8, 9, 10, 11, 20, 21, 22, 23, 24, 27, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 39, 41, 46, 52, 83, 99, 100, 102, 104, 107
Amptzrecht [Hofrecht] (荘園法) 1, 5, 20, . . .
——— (荘園直属の手工業権) 12, 13
Ampt zu Loen (ローエン荘園) 1, 2, . . .
an berechtigt sein [berechtigt sein] (権利がある) 106
ane [ohne] (〜なしに) 20
anders [anderseits] (別の場合は) 16, 91
angeith [angehen] (〜に関係する) 2
angesehen datt [angesehen daß] (〜を考慮して) 61, 87
angewunnen land [bearbeiteten Land] (可耕地) 66
angrypen [angreifen] (着手する、企てる) 93
ankliuen [ankleben] (併合する) 83
avetboeme [beim Bebauen eines Landes einen andern benachteiligen] (耕作の時、他人に損害を与える) 56

B

- bauen [über] (〜を通して) 100, 106
Bedde [Beddemund] (婚姻料) 60
—— [Bett] (寝台) 69
beerffen [beerben] (相続する) 53

begerde [begehren] (熱望する) 65
begudern [begütern] (財産を与える) 105
Behoef=Behoiff [Behuf] (目的、必要) 3, 94
beholden [erwerben/behalten] (取得する、保有する) 12, 14, 31, 50, 87
beholdlichen [vorbehalten] (保留する) 72
Behulp [Hilfe] (援助、助力) 71, 77
behylken [heiraten] (結婚する) 55
beibringen [beweisen] (証明する) 96
belaten [belasten] (積み込む、負担する) 17, 91
beraden [begaben] (譲渡する) 80
beraden sitten [verheiraten sich] (結婚する) 31
Breuen [Brief] (証書) 62, 73, 107
berorten [berühren] (関係する) 106
Besath [Besitz] (所有) 26
Bescheide [Bedingung] (条件) 95
bescheiden [festgesetzt/bestimmt] (一定の、特定の) 15
——— [ausscheiden] (分割する) 80
beschermet [beschützen] (保護する) 29
beschriven [beschreiben] (台帳に記載する) 106
beschuedden [beschützen] (保護する) 57
besetzen [festsetzen] (決定する) 25
beslapen [beschlafen] (同衾する) 86
Besperrunge [Hinderniß] (妨害) 48
bestaden [verheiraten/bestatten] (結婚させる、婚資を与える) 34, 98, 101
bestalden [bestellen] (果たす、支払う) 48
Beswerunge [Belastung mit Abgabe] (貢租負担) 91
bethalen [bezahlen] (支払う) 1, 21, 29, 55, 56, 70, 90, 91
beuangen werden [befallen werden] (病気に冒される) 71
bevoren [vor] (～の前で) 104
bewilligen [einwilligen] (認可する) 90, 95
Beywillung [Einwillung] (承諾、認可) 97
bewysen [beweisen] (証明する、表示する) 7, . . .
bibringen [beweisen] (証明する) 96
Bier [Bier] (ビール) 26
binnen [innerhalb/binnen] (～以内に、～のうちに) 32, 60
bleue=bliffen [bleiben] (留まる) 4, 31, 47, 50, 70
bleue sitten [sitzenbleiben] (留まる) 77, 105
bloidt [nur] (ただ、単に) 95
Boem [Baum] (木、樹木) 94
Borden [Bürde/Last] (諸負担) 91

boren=boerde [gebühren/erheben] (～に帰属する) 2, 46, 63
 Botter [Butter] (バター) 92
 bouweden [ernten] (収穫する) 87, 88
 bouwen [bauen] (耕作する) 10
 Brecke [Bruch] (違反) 5
 brengen [vollbringen] (履行する、実行する) 8
 ——— [beweisen] (証明する) 34
 Breue=Brief [Brief] (証書・文書) 62, 72, 107
 broickhaftlich [straffällig] (処罰されるべき) 84
 Broike=Broicke [Brüche] (罰金) 15, 26, 28, 106
 broiken [brechen/verwirken] (違反する、没収される) 78, 79, 84, 101, 106
 Broith [Brot] (パン、食糧) 71
 brudlich [widersetzlich] (不従順な、不当に) 67
 Bruekinge [Gebrach/Nutzniessung] (用益) 95
 Bruetguedt [Brautgut] (婚資、持参金) 85
 buckene [buchen] (ブナの) 12, 35
 bundig [bindig] (義務・拘束力のある) 102
 Bunt werk [Pelz] (毛皮) 12, 35
 Bute [Verteilung] (分配、分割) 88, 89
 Buthe=einlucke [nicht angesessen, unverheiratet] (単身者、独身者) 5, 11
 buthen [ohne/außerhalb] (～なしに) 28, 38, 43, 71, 73, 76, 78, 83, 89, 90, 95, 99,
 101, 103, 104
 Buydell [Beutel] (小袋) 8
 by en brecht [zusammenbrechen] (砕く、損害を与える) 98
 Byle [Steinhaue] (石切りのつるはし) 13

C ⇒ Ku.S

D

daer [da] (その時、そこで) 2, . . .
 dair aff [darauf] 32, 34, . . .
 darbei [dabei] 23, 45, . . .
 dar medde [damit] 4, 68, . . .
 dar quemen [darkommen] (そこに駆けつける) 45
 dar tho horen [darzuhören] (次席に位置する) 12, 24
 dar umme [damit] 4, 31, . . .
 dartho dringen [dazudrängen] (～へと強制する) 55
 daruth [daraus] 63, . . .
 dat [das, daß] 1, . . .
 dat en sy [es sei denn daß] (～の場合は、その限りではない) 79, 83

Deele [Teil] (分け前、持ち分) 17, 71
denende [dienen] (奉仕する) 81, 88
Dennstmannerecht [Dienstmannsrecht] (家人法) 25, 106
Derden [Drittel] (3分の1) 17
derseugige=dieseluige [derselbe] (同一人物、同一物) 74, 96, 101, 105, 106
desgennen [des (das) erkennen] (仲裁判決を下す) 41
dewyle [dieweil] (～の故に) 50, 90, 107
die selue [dieselbe] (同一人物、同一物) 27, 51, 53, 56, 69, 76, 88, 91, 95
diener [Diener] (役人) 106
Dienste [Dienst] (賦役、奉仕) 91
Dienstman [Dienstmann] (家人) 62, 107
dingenn [gerichtlich verhandeln] (審理する) 6
Dochder [Tochter] (娘) 12, 31, 34, 35, 38, 46, 57, 80, 85, 86, 105
Dode [Tod] (死) 73
doen=doith [tun] (行う) 2, 9, 24, 31, 34, 50, 52, 66, 76, 91, 93, 107
doen kundig [künden] (告知する) 107
doer=doir [durch] 12, 35 . . .
doetlichen [sterblich] (死ぬべき運命に) 62, 80, 82, 101
Doith [Tod] (死) 12
dorue [dürfen] (可能である) 48
dregen [tragen] (運ぶ、実を結ぶ) 10, 13
dringen [drängen] (強制する) 55
—— [verdrängen] (排除する) 56
drogen [beitragen] (譲渡する) 99
Dyth [Zeit] (時代) 24

E

echten man [echten man] (嫡出子) 12, 87, 88
echter [Echt] (荘園の正式な構成員) 11
Eder [geflochtener Zaun] (垣根、柵) 1
Eede [Eid] (宣誓) 106
eelich geven leten [ehelich geben lassen] (結婚させる) 103
eem ⇒ em を参照
egen (horich) man=eigenhorige [Leibeigener] (人身的隷属民/体僕) 38, 96, 99,
101, 103, 104
egen guedt [eigen Gut] (私有地) 62, 99, 106
ehelude [Eheleut] (夫婦) 87, 90
ehr=er [früher] (以前の) 53, 55, 60, 104
Eichenholz [Eichbaum] (オークの木) 92
eiken [Eichen] (オークの) 12, 35

ein bestadet sich [heiraten] (結婚する) 101
einlopende lude [nicht angesessen u. unverheiratet leute] (土地を保有しておらず、
また、結婚もしていない独身者) 83
einluck=eynlick [unverheiratet] (独身の、単身の) 5, 11, 12, 13, 14, 31, 57
em=emme [ihm/ihnen] (彼に、彼らに) 7, 10, 18, 24, 31, 48, 75, 87, 105
engeue [eingeben] (譲渡する) 12
ennigerley [irgendwelcher Art] (何らかの方法で) 91
entdoruen [nicht dürfen] (～してはならない) 24, 107
entfangen [empfangen] (捕らえる) 43
en twe [entzwei] (二分割する) 16
en Verwaerde [behüten] (遵守する) 43
envolgen [zufallen] (～の所有に帰する) 18
en were [nicht sein] (存在しない) 13, 15, 35, 38, 61, 99
en will [nicht wollen] (望まない) 24
enwynnen [eingewinnen] (取得する) 104
Erffdach [Erbteilstag] (遺産分割を実施する日) 106
erffdeilen [erbteilen] (遺産分割する) 39, 96, 104
Erffdele [Erbteil] (遺産の分け前) 63
Erffland [Erbland] (世襲相続地) 49
Erffpachtiger [Erbpächter] (世襲借地人) 19
Erffwynninge [Erwerb von Erbe] (世襲保有地からの収益) 61
erkesent [gewahren] (認める、理解する) 14
ermaninge [Ermahnung] (警告) 106
Erue [Erbe] (世襲保有地) 4, 9, 12, 13, 16, 17, . . .
Eruendt [Erbent] (相続人) 8, 31, 51, 52
eth [nur] (単に、ただ) 13, 16, 36, 40, 48, 56, . . .
eth sy dan daß [es sei denn daß] (～の場合は、その限りではない) 62, 83
eth en geschege dan [es sei denn daß] (～の場合は、その限りではない) 79, 101
ettich [einige] (いくつかの) 106
eyscheden [trennen] (分割する) 10
eynlück ⇒ einluckを参照

F ⇒ V

G

gaddert [zusammenbringen] (集める/一つにまとめる) 83
gebore [zufallen/gebühren] (～に帰する) 63
geboren [gebären] (生まれる) 60, 74, 79, 82
geborlicke [gebährend] (しかるべき) 70
gebroeken [brechen] (違反する、犯す) 78, 79, 84, 95, 101, 106

gebruecklich [genießend] (利用する) 91
gebrueket [genießen/ausüben] (利用する) 36, 42, 68, 70, 76, 83, 84, 91, 92, 95
geburen [zufallen/zukommen] (～に帰する) 100, 102
geen=gein [kein] (一つも～ない) 11, 15, 33, 35, . . .
geenen [zugestehen] (承認する) 2
Gegreuen [Gaugrafen] (郷長) 24
geistlicke offte wertliche personen [Geistliche od. Weltliche Personen] (聖職者ないし俗人) 45
gelden [bezahlen] (支払う) 17
Geleide [Geleit] (保護権/護送権) 67
gelt [Geld] (給金、金銭) 66
gelyck [durchweg] (一般に、例外なく) 62
gemelt geboren [eheliche geboren] (嫡出の) 100
generley wise [keinerlei Weise] (決して～ない) 44
geneten [genießen] (享受する) 60, 82, 86, 87, 88, 97, 98, 100, 101, 105
Gennen [Personen] (配偶者) 51
gennes=geniste [Beste] (最良の物) 36
genoich [genug] (十分に) 26
Gerade=Gereide [Gerade] (女の動産/家財道具) 12, 14, 20, 31, 35, 46, 107
Gerechtigkeit [Gerechtigkeit] (正当性、正当な取り分) 29, 86, 93, 102
Gereide [Gerät] (調度品) 99
Gericht [Gericht] (法廷、裁判集会) 67
Gerst [Gerst] (大麦) 43
gesat [ruhig] (スムーズに) 16
geschapene [schaffen] (作られる) 36
gescheen [geschehen] (生ずる、行われる) 23, 34, 40, 43, 52, 62, 99, 102
gesetten [ansässig] (居住する) 60
gesunnen [begehren von] (要求する) 106
getelt [trennen] (別れる) 86
getogen [ziehen] (移動する) 98
gewassen [wachsen] (成長する) 35
Gewolde [Gewalt] (権力) 24
gewontlich [gewöhnlich] (慣習的な) 91, 93
gewyset [beweisen] (証明する、判告する) 32, . . .
gnaden [Gnade] (恩恵、恩赦) 5, 61, 76, 78, 84, 86, 95, 101, 103, 105
gn. herr [gnädiger Herr] (ご領主) 33, 35, 37, 106
gold [Gold] (金貨) 102
Grafft [Begräbnis] (埋葬) 20
grafft machen [begraben] (埋葬する) 20
Guedt [Gut] (土地財産/財貨) 8, 9, 10, . . .

H

- haelden [behalten] (留める) 78
- hande reicken [in die Hand geben] (委任する) 1
- Handtgetouwe [Handwerkszeug] (手工業者の道具) 11, 13
- Haue [Hof] (荘園) 51, . . .
- Heerpolle [Heerpfüle] (枕) 36
- heim vaeren [heimfahren] (帰郷する) 17
- Hellinck [Heller=Halberpfennig] (ヘラー貨幣=1/2ペーニツヒ/小額貨幣) 71
- Hen [Henne] (雌鶏) 16
- Herfstbede [eine im Herbst zu entrichtende Abgabe] (秋期に支払う貢租) 91
- Herr (領主)
- Hoffherr (荘園領主) 55, 56, 58, 92, 93, 94, 95, 101, 103, 106
 - Erbbherr (体僕領主=世襲領主) 57, 58, 59, 65, 66, 67, 71, 72, 73, 76, 77, 78, 80, 81, 90, 91, 92, 93, 95, 96, 97, 98, 101, 102, 105
- Herrschaft [Herrschaft] (支配領域/領主) 63
- Herweide=Herrweden [Heergewäte] (男の動産/武装品) 11, 13, 14, 20, 30, 31, 32, 33
- Hinder [Schaden] (損害) 7, 67
- Hoer [Gewalt] (権力) 51
- hoeren [gehören] (所属する) 27
- [aufhören] (止める) 96
- Hoericheit [Hörigkeit] (従属) 38, 40
- Hoeth [Hut] (帽子) 75
- Hoff [Hof] (荘園、荘園館) 8, 51, 61, 63
- knecht [Knecht] (荘園直属の下男) 19, 38, 68, 73, 75, 82, 101, 103, 104
 - maget [Magd] (荘園直属の下女) 19, 63, 68, 74, 82, 101, 103, 104
- Hofrecht (荘園の完全農民〔荘民〕の諸権利、荘民権) 5, 8, 38, 46, 57, 60, 68, 74, 78, 79, 82, 86, 96, 97, 100, 101, 103, 104
- (荘園法) 43, 57, 71, 79, 95, 97, 101
- Hoichheit [Hoheit] (高権、統治権) 106
- Hoin [Huhn] (家禽) 36
- holden [halten] (振る舞う、取り扱う) 54, 66, 73, 98, 104
- Holt [Holz] (樹木) 94
- Houes [Hof] (荘園、荘園館) 1, 12, 32, 37, 47, 48, 87, 90, 94, 99, 107
- gude [Hofgut] (荘園所領、保有地) 51, 52, 53, 60, 61, 64
 - lude [Hofleute] (荘園民、荘民団体) 51, 52, 61, 63, 73, 95
 - persohnen [Hofleute] (荘民) 99, 101
 - rechte [Hofrecht] (荘園法) 32, 33, 41, 46, 48, 52, 53, 56, 57, 58, 75, 80, 87, 88, 90, 91, 95, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 105, 106
- houwen [hauen] (伐採する) 92, 93, 94

Huyre [Miet] (住み込み人) 19
Hyenmann [Hofesgeschwornen aus dem Stande der Hörigen] (法廷設置役職者/荘
民出身の誓約衆) 1, 2, 21
Hyenrecht (法廷設置役職) 11, 14
Hylkede [Heirat] (結婚) 53, 68, 104
hylkeden=hylicken [heiraten] (結婚する) 53, 60, 61, 68, 88, 99, 103, 104
hyr [hier] (ここで) 13, 22

I

Inbroeke [Nachteil/Schaden] (損害) 91
in broyen [einbrühen] (ゆでる) 36
ingebracht [einbringen] (持ち込む) 106
innede [indessen] (その間に) 5
inne treden [eintreten] (入れる) 36
inseggendh [Einsprache] (異議申し立て) 56
Insehent [Einsicht] (理解) 93
Insiegel [Insiegel] (印章) 1, 20
in to seggen [einzusetzen] (相続する) 52
in und ut hgaen [ein-u. ausgehen] (出入りする) 44
ipgedregen [übertragen] (譲渡する) 65
itlich [jeder] (各人) 2, 3, 39, . . .
Junckfrawe [Tochter] (娘) 5, 7, 8

K

Kehren [zurückkehren] (取り戻す) 47, 49, 52
Kettel [Kessel] (鍋、釜) 36, 69
Kinde [Kind] (子供) 3, 9, 10, 15, 32, 38, 52, 53, 57, 81, 85, 86, 87, 88, 98, 99, 100,
101, 102, 105, 107
Kiste [Kiste] (荷箱) 11, 13, 36
Klede=Kleidt [Kleid] (衣服) 11, 31, 36
Kleidung [Kleidung] (着物、衣服) 12
Klumpen [Holzschuh] (木靴) 75
Knechte ⇒ Hoffknechtを参照
Koekene [Küche] (調理) 92, 94
Koer [Gebühr] (課税、法定手数料) 17
koffen [kaufen/verkaufen] (購入する、売却する) 47, 49, 87
kope [einkaufen] (購入する) 26
Kopman [Kaufman] (商人) 71
Korn [Korn] (穀物) 35, 66
kornebede [Abgabe von Korn] (穀物貢租) 91

korten [kürzen] (縮小する、削減する) 85, 104
Kost [Beköstigung/Speisung] (食事/接待) 1, 21
Krankheit [Krankheit] (病気) 71, 99
krygen [kriegen] (訴訟を起こして、追放する) 77

L

lachen [abnehmen] (取り上げる、奪う) 73
Landfürsten [Landesfürst] (領邦君主) 77
laten=lethen [überlassen/zulassen] (引き渡す) 29, 69, 106
laten folgen [verabfolgen/ausliefern] (引き渡す) 51
Ledder [Leiter] (梯子) 65
leggen [anrechen] (支払う) 26, 56
lethen [lassen] (～させる) 18, 29, 95
leuendig [lebendig] (存命中に) 49
Live [Leibzeit] (生涯) 47, 80
Loen [Lohn] (報酬、給金) 19
Luden [Leute] (荘園住民) 107
Leff [Leben] (生命) 45
Lyffttucht [Nahrung/Lebenszucht] (生活の資=保有地) 10, 18, 37, 51, 69, 95
Lyffttuchtersche [Leibzüchterin] (寡婦) 70
Lynnen [Leine] (亜麻布) 8, 68

M

Maget ⇔ Hoffmagetを参照
malck [Jeder] (各人) 7, . . .
malckanderen [einander] (お互いに) 27
manen [einfordern/einmahnen] (要求する) 63
maybede [Abgabe im Monat Mai zu zahlen] (5月に支払うべき貢租) 91
mechtig [mächtig] (～する能力がある) 44
medde rydet [mitreiten] (一緒に馬で旅に出る) 31
Mestrecht [Mastrecht] (林野利用税/豚の放牧権) 72
Moder [Mutter] (母親) 53, 86, 88, 89, 100, 105

N

Natel [Nadel] (縫い針) 12
Negedem [naher Verwandter] (近親者) 65
Negsten Eruen [nächsten Erbe] (最近親相続人) 95
Neger [Vorzugsrecht] (優先権) 50
nene [kein] (一つも～ない) 107
nergent [nirgends] (どこにも～ない) 24, 25

nha [nach] 32, 65, 92, . . .
Nha [Nachfolger] (後継者) 87
nha alfs [nachdem] (その後は) 6
nhablyuen [nachbleiben] (後に残す) 95
nha dem [nachdem] (～の後) 17
nha der hand [später] (その後) 86, 87, 105, 106
Nhagelaten guedes [Hinterlassenschaft] (土地遺産) 58, 62, 87, 88, 101
Nha laten [Nachlass] (遺産) 86, 87
nha lete [hinterlassen] (遺産を残す、後に残された) 35, 53, 57, 58, 62, 86, 87, 88,
95, 96, 101, 105
nochthan [dennoch] (それにもかかわらず) 31
nomall [nochmals] (もう一度) 106
Noth=Notturft [Notdurft] (やむを得ない事情) 42, 91, 92, 94
nottursftig [notdürchtig] (必要な) 94
notwendige [notwendig] (必要な、不可欠な) 52
nye [nie] (決して～ない) 91

O

Oem [ihm] (彼に) 28, 56
Oen [ihnen] (彼らに) 1, 52
Oer [ihren] (彼らの) 2, 5, 6, 8, . . .
oick [auch] 5, 18, 19, 25, 27, . . .
Oircondt [Urkunden] (証書/文書) 107
Oirloff [Erlaubnis] (許可) 5, 93
olde [alt] (古い) 24, 31, 41, 91, 93, 107
Olderen [Eltern] (両親) 10, 81, 89, 104
onse [unser] (私たちの) 107
oock [auch] 107
Ordel [Urteil] (判決/規制) 41, 51, 63, . . .
ouerdrogen [vertragen sich] (約束する) 10
ouergeuen [übergeben] (譲渡する) 37, 65, 70, 71
Ouegiffte [Übergeben] (譲渡) 71
ouer to laten [überzulassen] (譲渡する) 97
overflothe [überflüssig] (繰り返して) 106

P

Pfacht=Pecht [Pacht] (小作料) 7, 17, 29, 55, 56, 91, 107
Padengaue [Batzengabe] (手当て) 19
Pelen [Pfahl] (柱) 44
Penden [Pfand] (罰金) 5

Penninck [Pfennig] (ペーニツヒ貨/小額貨幣) 2, 45, 71
Peper [Pfeffer] (コシヨウの実) 6, 48
Perdt [Pferd] (馬) 30, 69
Plaggensicht [Querhacke, um Plaggen zu hauen] (芝土用の鋤) 75
plach [pflegen] (～するのを常とする) 30
Planke [Planke] (板囲い) 12, 35
Plicht [Pflicht] (義務) 56
Ploich [Pflug] (犁) 69
Pott [Topf] (深鍋) 36, 69

Q

quiten [lösen/aufgeben] (失う、放棄する) 2, 67
quemen [kommen] (来る) 45, 54, 67, 106

R

Rade [Ratschlag] (助言) 2, 22
Rechtigkeit [Recht] (法、義務) 82
rede gute [beweglich Gut] (動産) 63
redelich [rechtmäßig] (正当な) 56
reekenet [erklären] (宣誓する) 23
Reekenschap [Rechnung] (会計/勘定) 23
Reischap [Bereitschaft] (支度/準備) 16
Renthe [Rent] (地代/収入) 72
Rock [Rock] (上着) 75
roreth [betreffen] (接する/関係する) 13
ruymen [räumen] (取りはずす) 1
ruymet [räumen] (引き渡す) 17, 77
Ruymynge=Ruminge [Räumung] (引き渡し) 53, 56
rydet [reiten] (馬で旅に出る) 1, 21, 26, 30, 31

S

Saedt [Saat] (種子) 17
Samtguedt [Sämtlichegut] (全土地財産) 87
saten [verpfänden] (質入れする) 56
Schapen=Scapene [Schaf] (羊) 11, 13
schelachtig [streitig] (係争中の) 27
Scheppel [Scheffel] (シェッフエル [穀物量の単位 1 シェッフエル=50—180 ℓ])
43
Schmeddewerk [Schmieder] (鍛冶工) 90
Schnieder [Schneider] (仕立屋) 90

Scho [Schuh] (靴) 12, 35
Schomeker [Schuhmacher] (靴職人) 90
schriuen [schreiben] (台帳に記載する) 106
Schulde [Schuld] (支払い義務、負債) 55, 56, 70, 91
Schulten ⇒ Amtschulteを参照
schworen [schwören] (宣誓する、誓約する) 1, 20
Sefs [Sechs] ([数字の] 6) 2
Sestich [Sechzig] ([数字の] 60) 106
seten [ausstatten/sitzen] (与える/居住する) 10, 42, 88
—— [einsetzen] (任命する) 22
Seuene=Seeuen [Sieben] ([数字の] 7) 1, 20
Siegel [Siegel] (印章) 62, 73
Slottel [schlüssel] (鍵) 11, 36
sochte [besuchen] (訪問する) 28
Solden [Sold] (給金) 63, 82
Sonne [Sohn] (息子) 30, 31, 34, 38, 50, 53, 65, 97
——die Oldeste (長男) 50, 53
——die Jungeste (末弟) 50
sothane [sotan] (そのような) 62, 76
so vorth [so weiter] (～など) 69
Spor [Sporn] (拍車付きの長靴) 36
steet [zugestehen] (承認する) 100
Sticht [Stift] (教会施設) 24
storeth [stören] (妨げる) 56
storuen [sterben] (死亡する) 11, 12, 13, 14, 30, 31, 32, 35, 36, 37, 40, 45, 46, 57, 58,
59, 65, 80, 87, 88, 90, 96, 107
streckede [umpflügen] (犁き返し/堀り返す) 43
strecken [Anspruch machen] (要求する) 35, 41
sulix [solch] (そのような) 86, 98, 105
sunder [ohne] (～無しで) 5, 7, 26, 48, 55, 56, 93, 97, 101
Syden [Seide] (絹) 12, 35, 102
Syluer [Silber] (銀貨) 102

T

Tall [Zahl] (数量) 94
Tegedere [Hofschöffen] (参審員) 1, 2, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 20, 21, 22, 23, 24, 27, 28, 30,
31, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 51, 63, 99, 102, 107
Tegedtude [Schöffensgut] (参審員の財産) 31
telen [bebauen] (耕作する) 87, 88
temliker [gebührend] (しかるべき) 92

te voren [zum voraus] (前もって) 10
 theet [ziehen] (旅に出る) 21
 tho=to [zu] 1, 10, . . .
 tho drechet [zudrehen] (ねじり締める) 11, 36
 tho gesagt [zusprechen] (約束する) 63
 tho horet [zugehören] (～に所属する) 11
 tho malckanderen hyleket [zueinanderheiraten] (結婚する) 61
 tho samen geuen [zusammengeben] (結婚させる) 3
 tho tasten [zutasten/zulangen] (仕事を手伝う) 85
 thouoren [zerstreuen] (疑念を晴らす) 8
 thuynen [zu Dienst tun] (役立てる) 92, 94
 Timmer [Baumaterial] (建築用材) 92, 94
 Todeide ⇨ Tegedereを参照
 to doenen [zutun] (要求する) 34
 to gaeder [zusammen] (一緒に) 10
 to gelaten [zulassen] (承認する) 51
 togen [nützen] (利用する) 37
 togen sich [kundtun] (宣言する) 45
 to gesatten [zusetzen] (参加する) 45
 to quemen [zukommen] (～に帰属する) 32, 34, 61, 62, 67, 74, 75, 105
 to samen kommen [sich eheliche verbinden] (結婚する) 34
 to sammen [zusammen] (共に) 99
 tor [durch] 51, . . .
 tor tyt [zur Zeit] (目下) 95
 tot [zu] 92, 94, 105
 tueschen en beiden [zwischen in Beiden] (両者の間で) 63
 tuiggen [Streit] (係争する) 62
 Tuyge [Zeignis] (証書) 107
 twyluchtig [zwieträchtig] (係争中の) 58
 Tydt [Zeit] (時間) 95, 104
 Tymmer [Bauholz] (建築用材) 94
 Tymmerynge [Zimmerung/Gebäude] (大工仕事/建物) 93
 Tynse [Zins] (地代/小作料を支払う) 91

U

uerdragen [vertragen] (調停する/和解する) 10
 uervolget [zugeben] (承認する) 25
 umme [um] 1, . . .
 unberaden [unverheiraten] (未婚の) 31, 57
 unbundig [ungültig] (無効な) 73

under hetten [in Besitz haben] (保有する) 95, 103
 und anders nicht [～だけ] 72
 unechte [unehelich] (私生の) 57
 ungeweigert [nicht weigen] (無条件の) 8
 unsinnlich [unverständlich] (気がふれる) 71
 unuersmydet Gelt [unverschmiedet Gelt] (秤量貨幣) 35
 unverscheiden [ohne Unterschied] (分割せずに) 105
 unverwosten [unverwüsten] (荒廃させる) 93
 unwedderachten [nicht anfechten] (抗論されない) 63
 Unwerde [Ungültigkeit] (無効) 71
 up [auf] 4, 5, 26, . . .
 upboren [einnehmen] (受け入れる) 22
 Updracht [Übertragung] (譲渡) 99
 updrogen [auftragen] (譲渡する) 9, 85, 99, 102
 upgebracht [erfinden] (見つけ出される、捕まえる) 67
 upgedregen [hervorkommen] (出頭する) 52
 Uplage [Auflage] (負担) 91
 upleggen [auflegen] (課する) 91
 upschriften [aufschreiben] (記載する) 106
 upsetten [einsetzen] (指定する) 95
 up ten [Anspruch machen] (要求する) 69
 up to halten [unterhalten] (扶養する) 97
 uth [aus] 2, 6, . . .
 uthbescheiden [aussondern] (分与する) 80
 ————— [ausgenommen] (～は除く) 90
 uthbestaden [ausstatten] (婚資を与える) 105
 uthdoen [ausgeben] (支払う) 45
 uth ecken [überprüfen] (調査する) 20
 uthgaen [nachweisen] (証明する) 52
 Uthganck [Ausgang] (判決) 52
 uthgedeenen [ausdienen] (奉公する) 15
 uth setten [entfernen] (罷免する) 24
 utynghe doen [herausgeben] (支払う) 45

V (=F)

Vader [Vater] (父親) 4, 9, 31, 53, 65, 87, 89, 105
 Vaer [Ladung] (積み荷) 17
 Vaselsgge [Mutterschwein] (種豚／雌豚) 69
 Vath [Gefäß] (容器) 26
 velle [viele] (多くの) 94

ver [für] 19, . . .
 verandersaten [verheiraten sich] (結婚する) 6, 40, 55
 verbeteren [verbessern] (開墾する/切り開く) 39
 ————— [vertauschen] (追放する) 18
 verboren [verwirken] (失う) 103, 104
 verbrennen [vorbringen] (要求する/主張する) 52
 ————— [verbringen] (浪費する) 92
 verbroken [verbrechen/zerbrechen] (罪を犯す、損害を与える、荒廃させる) 42,
 43, 76, 77, 78, 95, 96, 103
 verclagen [verklagen] (告訴する) 27
 verdeenen [verdienen] (稼ぐ) 19, 71
 Verdienste [Verdienst] (収入) 43
 verdriven [vertreiben] (奪う) 107
 vererffen [vererben] (相続する) 52, 66, 104
 Vererffnuse [Vererbschaft] (相続) 104
 verfallen [zufallen] (～の物になる) 33, 35, 46, 57, 58, 59, 66, 80, 101, 105, 106
 vergaddern [vergattern] (柵で囲む) 83
 vergeben [hingeben] (引き渡す/譲与する) 20, 47, 71, 89
 vergunt [vergönnen] (許す) 90
 verhouwe [beschädigen] (損害を与える) 42, 54, 76
 verhylikede [verheiraten sich] (結婚する) 48, 74
 Verlete [schädigen] (損害を与える) 95
 verlustich [verlustig] (～を失う) 64
 vermanen [vermahnen] (警告する) 106
 Vermuge [Vermogen] (生産能力/生産の出来高) 74
 verpanden [verpfänden] (質入れする) 76
 verrechtuerdingen [in rechter Weise abfertigen] (合法的に解決する) 27
 versatten [versetzen/verpfänden] (質入れする) 43, 54, 72
 verschenen [verfallen] (～の所有になる) 57, 58, 76
 Verschwyen Gute [verschweigen Gut] (隠し財産) 106
 versellen [verkaufen] (売却する) 43
 versetten ⇒ versattenを参照
 versiegeln [versiegeln] (押印する) 107
 verspielen [durch spiel zunicht machen] (博打で無一文になる) 8, 74
 versplitten [versplittern] (浪費する) 76
 versterben [sterben] (死亡する) 32, 33, 35, 37, 39, 40, 45, 46, 53, 57, 63, 65, 66, 80,
 87, 88, 90, 95, 97, 101, 105, 106
 ————— [durch Tod heimfallen] (所有者が相続者なく死亡した場合の没収) 59
 vers ueket [krank sein/ werden] (病気になる) 106
 Vertredde[n] [Vertretter] (代理人) 105

veruallen [verfallen] (の所有になる) 33, 35, 36, 37, 40, 42, 43, 57, 58, 59, 60, 68, 87, 90, 95, 101, 105
verwaerden [behüten] (遵守する) 43
verwaren [beweisen] (証明する) 46, 57, 100
verwarenen [verwahren] (遵守する/保護する) 20, 22, 24, 31, 43, 82
Ver were [Fürwert] (対価) 19
verwesselen [verwechseln] (取り替える/交代・交換する/追放する) 14, 18, 48, 79
verwoestede [verwüsten] (荒廃させる) 42, 64, 92, 93, 94
verworuen [verwerben] (取得する) 71
Verynges [Viertelpfennig] (1/4ペーニツヒ貨) 46, 58
viele [stäupen] (鞭打ちの刑にする) 5
vielfeldiger [vielfaltig] (度々の) 106
Viervotede=viervoetige [vierfüssig Tier] (四つ足の家畜) 37, 105
voerder [vorig] (前に) 43
voir=voor [für/vor] 12, . . .
voiren [abfahren] (〜から出る) 16
Voirkindern [Vorkind] (先妻の子供) 54
Voirkoir [Recht der Wahl] (選択権) 16
Voirrecht [Vorrecht] (判告) 35
voirstaen [verwalten] (管理する) 105
Voirvelt [Gewalttat] (暴力行為) 22
voirwillen [einswilligen] (合意する) 11
volgen [verfolgen] (訴追する) 24
Volger [Nachfolger] (相続人) 106, 107
vollenbrengen [vollbringen] (果たす、遂行する) 62
Vollmechtiger diener [vollmächtiger Diener] (全権を委任された名代) 106
von stunden an [sogleich] (直ちに) 48
vorandersatede [verheiraten sich] (結婚する) 5
vorbroecken [vernichten] (取り消す) 56, 78
vorbrennen [vorbringen] (主張する) 62
Voordeel=Voirdelt [Vorteil] (優先取り分/優先権) 11, 12, 31
voret [führen/tragen] (持ち出す) 16
vorgescreeuen [vorschreiben] (前記する) 13
vor langk [vor langer Zeit] (かなり前に) 105
Vor mundbar [Vormunde] (後見人) 45
vor olders [vor Alters] (昔から) 41
vorpenden [verpfänden] (差し押さえる/徴収する) 28
vorschinen [verfallen] (の所有になる) 57, 58
vorwenden [verändern] (変更する) 91
Vorwetten [Vorwissen] (了解) 92, 99

Vrowe [Frau] (女性、妻) 48, 87, 95, 96, 97, 98, 107
Vrunde [Freunde] (親族) 45, 71
Vrygman [Freiman] (自由人) 38, 52, 59, 60, 62, 96, 97, 99, 101
Vrygued [Freigut] (自由地) 38, 59, 95, 99
vullschuldig [persönlich Unfreien/Leibeigener] (人身的不自由人/体僕) 81, 96
Vyff [Funf] ([数字の] 5) 3, 4, 5, 8, 9, 28, 34, 68, 102

W

Wagen [Wagen] (荷馬車) 69
Wandh=Wanth [Gewand] (衣服) 11, 12, 13, 35, 36
waren [reichen] (渡す) 7
Warschap don [Gewährleistung tun] (保証する) 49
Wat [Zeug] (道具) 12
— [Was] (何を) 41, 42, 94
Wedde ⇒ Bedde を参照
wedder [wieder/zurück] (戻る) 5, 27, 95
wedder kommen [zurückkehren] (取り戻す) 65
wedder kopen [zurückkaufen] (買い戻す) 67
wedderumb winnen [wiedergewinnen] (再度入手する) 78, 86
wedderumme [widerum] (再び) 68, 71, 95
Wedderwillen [Unwillen] (拒絶、不満) 77
wedder up to halen [wiederzuheiraten] (再婚する) 97
weder setzen [wiedersetzen] (復活する、継承される) 8, 24
wehre [war] (ある [sein] の過去形) 5, 40, 66,
welck [welk] (気力なく) 88
weldich [gewaltig] (権力の) 31
Wegenschap [Waage] (計量) 19
wenden [verwandeln] (変更する) 47, 49, 52
Werde [Wert] (価格) 94
werdig [würdig] (立派な、名誉ある、許される) 42, 76, 83
Were [Besitz] (財産) 19
werich [verteidig] (保護の) 31
wesselen [vertauschen] (交代・交換する、取り替える) 2, 51, 63
Wesseluede [Weiseleute] (賢人、誓約衆) 20
werth saeke [Wertsache] (貴重品) 35
Wetten [Wissen] (承諾) 62, 104
Widdenbehylken [wiederheiraten sich] (再婚する) 55
widerumb gewinnen [wiedergewinnen] (取り戻す) 86
Wiemell [Nagelbohrer] (錐 [キリ]) 13
Wigbolde [Weichbild] (都市領域、都市法) 60

Woestyngē [Verwüstung] (荒廃、損害) 7
Wollmacht [Absicht] (意向) 97
wonende [wohnen] (居住する) 4, 81
wo ver [wo-fern] (どこまで) 35, 41
Wunnen land [das zu einer Hofe gehörige Land] (フーフエに属する土地) 13
wynnen [gewinnen/erwerben] (取得する) 4, 9, 19, 60, 71, 82, 89, 95, 100, 104
Wyue=Wyff [Weib] (妻/女性) 5, 7, 11, 12, 40, 51, 53, 57, 60, 105
wyue sete [heiraten sich] (結婚する) 59

Z

zu behoiff [Bedürfnis] (必要) 3
zu quemmen [zukommen] (～に帰属する) 62

(参考辞典・事典)

- ① Matthias Lexers, *Mittelhochdeutsches Taschenwörterbuch*, Stuttgart, 1979.
- ② August Lübben, *Mittelniederdeutsches Handwörterbuch*, Darmstadt, 1995.
- ③ E. Haberkern/J. F. Wallach, *Hilfswörterbuch für Historiker Mittelalter und Neuzeit*, 2 Teils, München, 1980.
- ④ ハンス・K. シュルツェ (千葉徳夫他訳) 『西欧中世史事典』、ミネルヴァ書房、1997年。